

第百五十六回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 六 号

平成十五年四月十八日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 佐々木秀典君

理事 逢沢 一郎君 理事 小野 晋也君

理事 星野 行男君 理事 渡辺 博道君

理事 中沢 健次君 理事 山内 功君

理事 遠藤 和良君 理事 西村 眞悟君

大村 秀章君 奥山 茂彦君

嘉数 知賢君 金子 恭之君

亀井 久興君 木村 隆秀君

菅 義偉君 高橋 一郎君

谷川 和穂君 谷本 龍哉君

中本 太衛君 林 省之介君

石毛 鏡子君 大島 章宏君

鮫島 宗明君 平野 博文君

横路 孝弘君 太田 昭宏君

西 博義君 吉井 英勝君

北川れん子君 江崎洋一郎君

内閣委員会専門員

小菅 修一君

委員の異動

四月十八日

辞任

近岡理一郎君

釘宮 磐君

太田 昭宏君

同日

辞任

中本 太衛君

鮫島 宗明君

西 博義君

補欠選任

中本 太衛君

鮫島 宗明君

西 博義君

補欠選任

近岡理一郎君

釘宮 磐君

太田 昭宏君

四月十七日

自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

同月十一日

非核法の早期制定に関する請願(今川正美君紹介(第一六四二号))

同月十七日

イラクに対する戦後復興法提出反対に関する請願(今川正美君紹介(第一七七〇号))

同(今川正美君紹介(第一七七二号))

同(大島令子君紹介(第一七七二号))

同(山内恵子君紹介(第一七七二号))

同(今川正美君紹介(第一八一〇号))

同(大島令子君紹介(第一八一二号))

同(山内恵子君紹介(第一八一二号))

同(阿部知子君紹介(第一八六六号))

同(今川正美君紹介(第一八六七号))

同(山内恵子君紹介(第一八六八号))

は本委員会に付託された。

四月十四日

国民の健康保護、食品の安全性を確保するため

の、食品安全行政確立に関する意見書(秋田県六郷町議会(第五四八三号))

国民の健康保護、食品の安全性を確保するための食品安全行政確立に関する意見書(福島県下郷町議会(第五四八四号))

国民の健康保護、食品の安全性を確保するための食品安全行政確立に関する意見書(福島県浪江町議会(第五四八五号))

国民の健康保護、食品の安全性を確保するための食品安全行政確立に関する意見書(埼玉県加須市議会(第五四八六号))

国民の健康保護、食品の安全性を確保するための食品安全行政確立に関する意見書(三重県鈴鹿市議会(第五四八七号))

国民の健康保護、食品の安全性を確保するための食品安全行政確立に関する意見書(三重県尾鷲市議会(第五四八八号))

国民の健康保護、食品の安全性を確保するための食品安全行政確立に関する意見書(滋賀県日野町議会(第五四八九号))

国民の健康保護、食品の安全性を確保するための食品安全行政確立に関する意見書(長崎県有川町議会(第五四九〇号))

国民の健康保護、食品の安全性を確保するための食品安全行政確立に関する意見書(長崎県本町議会(第五四九一号))

国民の健康保護、食品の安全性を確保するための食品安全行政確立に関する意見書(長崎県上県町議会(第五四九二号))

財政立て直しはまず国から模範を示すことに關する意見書(長野県豊丘村議会(第五四九三三三三))

食品の安全・安心の確立に関する意見書(埼玉県伊奈町議会(第五四九四四号))

道静内町議会(第五四九五五号)

同月十八日

国民の健康保護、食品の安全性を確保するための食品安全行政確立に関する意見書(福島県岩瀬村議会(第五九五五五号))

国民の健康保護、食品の安全性を確保するための食品安全行政確立に関する意見書(福島県棚倉町議会(第五九五六六号))

国民の健康保護、食品の安全性を確保するための食品安全行政確立に関する意見書(福島県鮫川村議会(第五九五七七号))

国民の健康保護、食品の安全性を確保するための食品安全行政確立に関する意見書(福島県小野町議会(第五九五七八号))

国民の健康保護、食品の安全性を確保するための食品安全行政確立に関する意見書(福島県大越町議会(第五九五九九号))

国民の健康保護、食品の安全性を確保するための食品安全行政確立に関する意見書(福島県常葉町議会(第五九六〇号))

国民の健康保護、食品の安全性を確保するための食品安全行政確立に関する意見書(福島県県船引町議会(第五九六二二二二))

国民の健康保護、食品の安全性を確保するための食品安全行政確立に関する意見書(三重県松阪市議会(第五九六二二二二))

国民の健康保護、食品の安全性を確保するための食品安全行政確立に関する意見書(滋賀県長浜市議会(第五九六三三三三))

国民の健康保護、食品の安全性を確保するための食品安全行政確立に関する意見書(滋賀県近江八幡市議会(第五九六四四四四))

国民の健康保護と食品の安全性の確保に関する意見書(滋賀県八日市市議会(第五九六五五五五))

国民の健康保護、食品の安全性を確保するための食品安全行政確立に関する意見書(滋賀県

守山市議会(第五九六六号)
国民の健康保護、食品の安全性を確保するための
食品安全行政確立に関する意見書(滋賀県栗
東市議会(第五九六七号)
国民の健康保護、食品の安全性を確保するた
め、食品安全行政確立に関する意見書(滋賀県
志賀町議会(第五九六八号)
国民の健康保護、食品の安全性を確保するた
め、食品安全行政確立に関する意見書(滋賀県
野洲町議会(第五九六九号)
国民の健康保護、食品の安全性を確保するた
め、食品安全行政確立に関する意見書(滋賀県
甲西町議会(第五九七〇号)
国民の健康保護と食品の安全性の確保に関す
る意見書(滋賀県水口町議会(第五九七一号)
国民の健康保護、食品の安全性を確保するた
め、食品安全行政確立に関する意見書(滋賀県
土山町議会(第五九七二号)
国民の健康保護、食品の安全性を確保するた
め、食品安全行政確立に関する意見書(滋賀県
甲南町議会(第五九七三号)
国民の健康保護、食品の安全性を確保するた
め、食品安全行政確立に関する意見書(滋賀県
竜王町議会(第五九七四号)
国民の健康保護、食品の安全性を確保するた
め、食品安全行政確立に関する意見書(滋賀県
愛東町議会(第五九七五号)
国民の健康保護、食品の安全性を確保するた
め、食品安全行政確立に関する意見書(滋賀県
湖東町議会(第五九七六号)
国民の健康保護、食品の安全性を確保するた
め、食品安全行政確立に関する意見書(滋賀県
秦荘町議会(第五九七七号)
国民の健康保護、食品の安全性を確保するた
め、食品安全行政確立に関する意見書(滋賀県
愛知川町議会(第五九七八号)
国民の健康保護、食品の安全性を確保するた
め、食品安全行政確立に関する意見書(長崎県
吉井町議会(第五九七九号)

国民の健康保護、食品の安全性を確保するた
め、食品安全行政確立に関する意見書(長崎県
三井楽町議会(第五九八〇号)
国民の健康保護、食品の安全性を確保するた
め、食品安全行政確立に関する意見書(長崎県
郷ノ浦町議会(第五九八一号)
国民の健康保護、食品の安全性を確保するた
め、食品安全行政確立に関する意見書(長崎県
厳原町議会(第五九八二号)
国民の健康保護、食品の安全性を確保するた
め、食品安全行政確立に関する意見書(長崎県
豊玉町議会(第五九八三号)
国民の健康保護、食品の安全性を確保するた
め、食品安全行政確立に関する意見書(沖縄県
北中城村議会(第五九八四号)
食品安全基本法案及び食品衛生法改正法案に
関する意見書(青森県藤崎町議会(第五九八五号)
食品安全基本法案及び食品衛生法改正法案に
関する意見書(青森県福地村議会(第五九八六号)
食品の安全・安心の確立に関する意見書(東京
都三鷹市議会(第五九八七号)
食品安全行政の早期確立に関する意見書(三重
県名張市議会(第五九八八号)
食品安全行政確立に関する意見書(滋賀県信楽
町議会(第五九八九号)
清潔で公正・公平な国民奉仕を貫く公務員制度
の確立に関する意見書(鳥取県淀江町議会(第
五九九〇号)
民主的な公務員制度改革に関する意見書(鳥取
県北条町議会(第五九九一号)
本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
食品安全基本法案(内閣提出第二七号)
自動車安全運転センター法の一部を改正する法
律案(内閣提出第五五号)

○佐々木委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、食品安全基本法案を議題といたしま
す。

この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として内閣
官房内閣審議官小川洋君、内閣官房内閣審議官梅
津準士君、外務省経済局長佐々江賢一郎君、厚生
労働省医薬局食品保健部長遠藤明君及び農林水産
省総合食料局長西藤久三君の出席を求め、説明を
聴取いたしたいと存じますが、御異議ありません
か。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○佐々木委員長 質疑の申し出がありますので、
順次これを許します。石毛鏡子君。

○石毛委員 おはようございます。前回に引き続
きましてよろしくお願ひいたします。

それで、初めに、質問通告をしております意味も
れども、私の前回の質問をもう一度という意味も
ございまして、谷垣大臣にお尋ねさせていただき
たいと思います。

私は、前回の質問で、消費者からの意見の申し
出ということについてこの法律の中にぜひ規定を
というふうにして、そうした趣旨で御質問をさせてい
ただきました。そのときに大臣は、この法案では
第九条に「消費者の役割」として「意見を表明す
るよう努める」という規定もあることであり、
消費者からの意見の申し出ということとは十分に尊
重されるという、そうした御趣旨の御答弁をいた
だいたというふうに思います。もう一度、そのこ
とを大臣に御確認いただきたいと思います。

私は、前回の質問では、リスクコミュニケーション
を規定している法文でも、これは、政府の方が
意見を述べる機会の付与ということ、政策主体
の方が呼びかけてそれに消費者が応じる、こうい
う構成になっているので、発議が消費者からとい
うことが必ずしも十分には表明されていないので

はないかというようなことも加えながら御質問を
させていただいたのです。

もう一度改めまして、前回大臣は、この第九条
の「消費者の役割」で「意見を表明するように」
というふうに記されているので、消費者からの意
見の表明、初めに消費者が意見を言っていくこと
も十分に可能だ、そういうことが含意されている
法案だというふうに御答弁いただいたというふう
に私は受けとめさせていただいたかと思ひます
が、それでよろしいでしょうか。

○谷垣国務大臣 石毛委員のおっしゃるとおりで
ございまして、九条のこういう規定がありますこ
とは、消費者と行政が双方向に意見を交換するあ
るいは情報も交換することによって、よりよい共
通認識といえますか、そういうことをやっていく
ことが非常に大事だという認識のもとにこういう
規定がつけられておりますので、むしろ積極的
にいろいろな意見を述べていただくべきものだ、こ
ういうふうな思っております。委員のおっしゃる
とおりだと思います。

○石毛委員 ぜひ、消費者の積極的な意見の申し
出あるいは参画が実現されることによって、リス
クコミュニケーションが円滑に機能するようにと
いうふうにも私も考えるところでございます。

それでは、順次質問をさせていただきますと思
います。

食品の安全性を評価するためには、データの開
示が必要になることは言うまでもないことござ
います。第二十五条では、食品安全委員会が関係
行政機関の長に資料の提出、意見の表明あるいは
説明等を求めることができるというふうに定めら
れております。これは、関係行政機関の長にとい
うふうになつておりますけれども、普通、安全性
に関する基準評価は、食品を提供する事業者の
方々が御自分のところで安全性に関するデータ
を、これまでの経緯でございましてけれども、提出
していくわけで、もとデータというのは事業所の方
にあるということでございます。関係行政機関に集

積された、提出されたデータ等が十分にそれで機能すればそれでよろしいわけですが、場合によってはもっと詳細なデータを検討する必要があるというようなことも間々あるというふうに、容易にそれは思われるところでございます。

そこで、せっかくこの法律の中では、第八条に食品関連事業者の責務が定められておりまして、そしてその第二項では、「事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。」という規定があります。私は、この「努めなければならない。」という努力義務規定になっているところが、やはりこれでは弱いのではないかと。努力義務規定ですから、必ずしも事業者側は情報あるいはデータを提供する必要がないわけです。ということで、こは、せっかくですから、もう少し強めた記述が必要なのではないかと思えます。

ちなみに、この法案の第三項は「食品の安全性の確保に関する施策に協力する責務を有する。」という規定の仕方になっております。この第二項も、「情報の提供に努めなければならない。」という表現よりは、情報を提供する責務を有する、例えばそういうふうにしていただいた方がより情報公開は明確になっていくというふうに考えるところですが、いかがでございますでしょうか。

○谷垣国務大臣 今委員のおっしゃったところは、通常の場合は、先ほど条文を引いていただきましたように、関係行政機関の長に、まあ大臣ということになると思いますが、資料、データの提出を要求するということですが、さて、それを民間あるいは事業者が直接その権利ないしは義務の関係としてやっていくということになりますと、食品安全委員会が行う活動が個別の事業者と直接の権利義務関係に立つわけではございませんので、個別の法律でそういうことを定めるといふことはあるいはあり得るのかもしれないけれども、基本法でそこまで明確に権利義務を定めることができるのかという問題が私はあると思えます。

この中にも、必要なデータの収集について、関係大臣だけでは足りないと考えられる場合、あるいは食品安全委員会が調査委託をみずからやらなきゃならぬと考える場合には、調査委託をすることができ、また、そのための予算措置もございまして、また、先ほど委員がおっしゃっていただきましたように、「情報の提供に努めなければならない。」という責務規定がございまして、基本法としてはこの規定で十分機能するのではないかと。この規定で十分機能するのではないかと。

○石毛委員 そうしますと、二項と三項は具体的にどういう事態を指すかということが必ずしも明瞭に仕分けされ尽くしているとは読み切れないようなものと思えます。二項は確かに「正確かつ適切な情報の提供」というふうに、情報の提供というふうに限定して規定してございますけれども、三項の方は、「食品の安全性の確保に関する施策に協力する」、施策はかなり幅広い内容を含むわけですから、この施策の方には「協力する責務を有する」と規定されておりますので、大臣御答弁くださいましたように、食品安全委員会が必要ならばまずから調査をどこかの機関に委託して実施することもできるわけですし、また、場合によっては、この二項を三項の中に入れて読んで読むこともできる。今の大臣の御答弁に関しては、私はそのようなニュアンスが含まれているというふうには受けとめさせていただいたのですけれども、「責務を有する」という規定の仕方は、必ずしも確実にしなければならぬという義務規定というほどのことでもございませんと思えますので、二項にも、情報を提供する責務を有するというふうには規定していただいてよろしいのではないかと私は考えておりますというところで、これ以上は、きつと大臣は今の御見解をもう一度お述べになられることになるのでしょうか。

ただ、これからいろいろな未知の部分に関連する食品が科学の進展とともに多様に登場してくると思えますので、必ずしも食品安全委員会が提出されたデータだけで判断し切れるとは限らないと思えますし、また、消費者の側からいえば、より詳しいデータをぜひ知りたいという、そうした希望は、これからますます多様な食品に関して強まっていくと思えますので、ぜひ、知的所有権の問題もあると思えますけれども、積極的に事業者の方が協力するように、その責任を、食品の安全性の確保が事業者の第一義的な責任でもあるわけですから、努めていただきたいというふうに考えておりますということを申し上げさせていただきます。したいと思います。

食品安全委員会に関してでございますけれども、BSE問題調査検討委員会が提言した安全委員会に対する基本的な考え方は、独立性、一貫性を持ち、各省庁との調整機能を持つ機関であるということが求められるという、そうした要請がなされてきたというふうに理解をしておりますが、独立性、一貫性を持つて、かつ各省庁との調整機能を持つ食品安全委員会であるためには、いわゆる八条委員会が三条委員会かという点に関しまして、私は、国家行政組織法の三条委員会、委員会に独立した権限が担保されているという、そうした位置づけの方がいいのではないかとこのように考えるものでございますけれども、その点はいかがでございますでしょうか。

BSE問題で余りに厚生労働省と農林水産省との間の連携のなさという、そうしたことの経緯を振り返ってみれば、安全委員会の独立性ということとは、これから施策を進めていく上で重要なポイントだというふうに考えるわけですが、いかがでございますでしょうか。

○谷垣国務大臣 食品安全委員会が独立の委員会であるということは、リスク管理を行う役所から独立して内閣府に置かれていくわけでございますし、今、不肖私が担当閣僚でございますけれども、そういう形で、また、リスク管理を担当しておられる閣僚とも分けて仕事をさせていただいていくというところで、独立性は十分保たれているし、また、当然私がそういうふうには運用する責務も負っているというふうに考えております。

そこで、三条委員会が八条委員会かということでありませうけれども、私も行政法は余り詳しくないんですが、なかなかやかましい議論があるようございませうけれども、御承知のように、こは科学的にリスクの評価を行うというのが中心の責でありませう。

そこで、三条委員会はどのようなときにつくられるかといひますと、そこで決めましたことが直接国民の権利義務を左右する、例えば財産を取り上げるとか営業を許可するとかいう、外部に直接国民の権利義務に関係するような行政の意思を表示するときは三条機関ということのようでございます。

私どもの委員会は、中で、私どもの判断に従ってリスク管理を行っていただくという行動を主たる目的としておりまして、直接こでの行動が国民に権利を与えたり義務を付与したりすることではございませうので、そういうときは八条委員会というのがどうも今までの行政組織の立て方の整理のようでございますから、こは、そういう区分に従えば八条委員会、独立性は先ほど私が申し上げたようなことで担保されているし、また、私もその独立性が全うできるように一生懸命やらせていただこうと思っております。

○石毛委員 谷垣大臣が一生懸命この任を果たしてくださるということに関しては、私は何にも異議はございませうし、ぜひそうしていただきたいというふうに思いますけれども、一般的にいろいろな分野を見てみれば、必ずしもそうはいっていないのではないかとはい思いますが。

私も行政法に詳しいわけでも何でもありませんけれども、内閣府設置法の中で、例えば官房長官が男女共同参画の会議を所管されるとか、障害者施策推進本部を所管されるとかと言われまして、実際問題は、それぞれ各省庁の政策を調整していくというふうな、そういう側面が強いというふうには私は現状を認識しております。

ですから、大臣の御意思は御意思といたしましても、もっと強力に関係各大臣にきちっと対応し

ていただくためには、私は、今までの行政法の解釈では、直接国民の権利義務に関することだったから三条委員会というような仕分けがあるやに今御教示いただきましたけれども、これまではこれまでといたしまして、国民の健康、強いて言えば命の安全ということにかかりまして、そういう意味ではまさに国民の権利義務に係るわけですから。余りそのところを深く突っ込んでいくつもりもありませんけれども、健康権とかというようなことでいえば権利関係とも言えるわけでしょうし、そういうふうにと考えると、やはり三条委員会委員会の独立性をきちっと法的に担保されている、その扱いの方がいいのだというふうに私は考えておりますということを申し上げたいと思うんですけれども、余りやりとりさせていただく時間ありませんので。

第二十三条の三号で、食品安全委員会が、健康影響評価の結果に基づき、安全性の確保のために講ずべき施策について関係大臣に勧告することというふうに関連がございまして、その勧告は内閣総理大臣を通じてというふうになっております。この場合に、この法文の読み方というのは、食品安全委員会が勧告すること、あるいは、勧告の内容等々が決定された場合は、それは自動的に内閣総理大臣がそれを受けて勧告を発するということに理解してよろしいでしょうか。つまり、内閣総理大臣の御判断、決定と、食品安全委員会の勧告の内容ですとか、そういうものにずれが生じることというのは、私は一般的に考えてあり得るのではないかと思います。この場合、安全委員会が決定した中身が尊重されて、それを内閣総理大臣は受けるそれこそ責任がある、こういう理解でよろしいでしょうか。○谷垣国務大臣 内閣総理大臣を通じてというのは、これは内閣のトップとしての内閣総理大臣という意味ではございまして、内閣府のもとに食品安全委員会が置かれるわけですから、その内閣府の長として、勧告を総理の名前で出しているかどうかということになるわけですね。

そこで、内閣府の長である内閣総理大臣は、全くと乗っているお飾りというわけではありませんが、内閣総理大臣がどう最終的に判断されるかというのは、論理的には、それは全くないわけではないと思います。しかし、現実には、担当閣僚として置かれていて私の立場は、内閣総理大臣の要するに意を受けて全体の調整を行ったりするわけですが、それはきちっと科学的判断を行う委員会の独立性も十分尊重して、またそれを現実化していくのが、要するに内閣総理大臣の意を受けている担当大臣の仕事でございまして。

そこで、よしこれだ、ということでは勧告を出させていただく判断をして総理大臣に上げたときには、それを総理大臣が別な判断をされるということとは、現実には想定していただかなくて結構なのではないかと思っております。

○石毛委員 実際の委員会の活動の中では、この内閣総理大臣を体する任を負われるのが、今御答弁いただきましたように谷垣大臣ということになりになるわけだというふうに思いますけれども、それは谷垣大臣にもう一度、大変恐縮ですが、念のためにお尋ねをしたいと思っております。

この食品安全委員会の独立性を担保するという、ここでの健康影響評価、調査の進め方ですとか、内容ですとか、あるいはそこから導かれた結果ですとか、それは、担当の大臣のお立場として、その独立性を尊重して大臣としての任を果たされまします、こういう御答弁をいただいたというふうな理解をさせていただいてよろしいのですかね。

○谷垣国務大臣 結構でございます。おっしゃるとおりだと思います。

○石毛委員 それと、この独立性に関しまして、この前のこの内閣委員会の質疑でも、本場に独立性が担保され得るのかという観点で、さまざまな角度から質問が出されたと思います。それで、そのときに大臣は、確かに安全委員会の方からは何かリスク評価に関しまして課題等があった場合には、関係行政機関あるいは関係各大臣に勧告を行うとか、あるいは実施過程を監視するとかという

ことで、委員会側の方のさまざまな取り組みについては、法にも規定されておりますけれども、それでは勧告を受けた側の関係各大臣の応答はどのようなものかということ、これが第二十三条の四項で、関係各大臣は、「講じた施策について委員会に報告しなければならぬ」ということで、報告をするということが書かれております。そのときに、公表をするから必ずするように応答されるかということが社会に向けて明らかになるというふうな御答弁をいただきました。

そこで、その公表の内容について、もう少し詳しくここで御答弁をいただきたいと思っております。

例えば、結論だけではなくて、勧告を受けた内容につきましまして、どのように審議をしたかというふうな、そうしたプロセス、そして得た結論、その全部のことが公表されるのか、あるいは、公表の方法は文書だけではなくインターネットも活用されるのかとか、それから、関係各大臣からの回答に關しまして消費者が意見を申し出た場合に、それはまた政府の側から回答がなされるのかというふうな、そうした公表の質といいますか実といいますが、そこについての御答弁をいただければというふうに思います。

○谷垣国務大臣 これは、管理機関としても私どもの委員会の方に先ほど申し上げたような報告をしなきゃならない、これは当然、リスク管理を行う機関としてもリスクコミュニケーションを行うというものがこの法の求めているところでありまして、そのリスク管理機関等の方でも適切な方法をとられると思っております。しかし、安全委員会としても、当然、報告をされましたら、それは公開をする、また議事の公表ということも今予定しておりますので、私どもとしては、いろいろな情報公開のルールも今までのいろいろな形で議論をいただいております、個人の事業者の競争上の地位を不当に阻害するようなものであつてはならないとかいろいろルールが決まってきたらいいと思っておりますが、そういう情報公開のルールのもとで、でき得る限りの公開をしていく方向で運営していきたい

と考えております。

○石毛委員 リスクコミュニケーションの体制を確立するという意味で、双方向の公表、公開が積極的に進められるようにということを要請させていただきたいと思っております。

もう時間がなくなってきました。恐縮ですが、きょう農林水産省から西藤総合食料局長に御出席いただいております。この基本法の第十八条で、表示制度が規定されております。この表示というのは、偽装表示ですとか、遺伝子組み換え食品の表示のあり方ですとか、本場にこの間、大きな課題になってまいりました。今、表示制度に關してどのような見直しが行われている段階にあるかということ、簡単に御答弁いただきますと、そして大臣には、この安全基本法の中で表示制度に關して規定されている意義について御確認をいただきたいというふうにお願ひいたします。

○西藤政府参考人 消費者の立場に立つて、わかりやすい食品表示を実現していく、極めて重要な課題であると私も認識をいたしております。このため、先生御指摘もありましたように、私ども、厚生労働省と連携しまして、昨年十二月から食品の表示に關する共同会議、まさにJAS法の会議と食衛法の会議を一緒にした形で共同会議を開催させていただいております、食品の表示基準全般について調査、審議をお願いいたしております。具体的には、例えば期限表示の統一問題につきまして、この会議で既に御議論をいただいております、三月に開催された第四回目の会議で、品質保持期限と賞味期限を賞味期限に統一することが適当であるという御意見を取りまとめたことがございます。このほか、加工食品の原料原産地表示などについても、共同会議で順次御議論をいただいております。いずれにしても、共同会議におきましては、私どもJAS法と厚生労働省食品衛生法の表示に係る検討課題につきまして順次検討を行っていただいております、先生御指摘の本法十八条の趣旨に沿いまして、今後とも消費者にとって一層わ

かりやすい表示ということで努めていきたいというふうに思っているところでございます。

○佐々木委員長 簡潔にお願いします。

○谷垣国務大臣 この法案には、食品の安全性に
関して重要ないろいろな理念ないし考え方が含ま
れていると思います。今さらそれを全部申し上げ
るつもりはございませんけれども、この食品の表
示というのは、食品に関する安全性、品質、こ
ういう情報を消費者に提供するものである、こ
ういうことはもちろんでございます。それは、消費
者の選択の機会を十分に確保していくというた
めの重要な手段でございますし、また、期限表示とか、
それからアレルギー物質を含む食品に関する表示
というようなことは、食品の安全性確保に
極めて大事だということに私は思います。

この法案の上でこの十八条が設けられているの
は、国民の健康を最優先にしていこうという理念を
実現する上でも、それからリスクコミュニケーション
ということを実効性あらしむる上でも、極
めて大事な意味を込めて置かれているというふう
に私は考えております。

○石毛委員 ありがとうございます。

終わります。

○佐々木委員長 以上で石毛鏡子君の質疑は終了
いたしました。

次に、鮫島宗明君。

○鮫島委員 民主党の鮫島です。

おとといに続いて質問させていただきますが、
私は、政府参考人が答弁することに対してはかな
り寛大な方なんです、二分以内にしてくだされ
という注文を出させていただきます。二分以内と
いうのは、必ずしも二分かけろという意味ではな
いので、よく答弁で、延々と背景説明をやつて、
したがってまたいま委員の御指摘の件につい
ては私どももそのようなものだと考えております
というふうなのが一番多いのだけれども、そうい
うのについては、そのとおりでございますと答え
れば、それでいいわけですから、ひとつ簡便な答
弁をお願いしたいと思います。

初めに一般論で大臣にお伺いしたいのですが、
通告もしていません、超一般論ですから。

新しい法案とか予算を政府が提案するときに、
与党側の了解も得て、そして閣議決定を経て、こ
ういう場に法案なり予算案が提案されてくる。し
かし、立法院の委員会における真剣な討議を経て、
ここは一部変えた方がいいなとか、あるいは予算
についても、ここは少し組み替えた方がいいなと
いうようなことがあれば、当然、立法院の方の意
思決定でそういう修正がかかることもあり得ると
いうのは、一般論としては御了解いただけたと思
いますが、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 一般論として提示されました
が、一般論として言えば、国会における真剣な御
議論の中でよりよい方策というものがあれば、そ
れが法案の中に生かされていくということは、私
も立法院の一員でございますから、当然のことだ
ろうというふうには私は思います。

○鮫島委員 初歩的な質問で済みません。そう
いう内容を理解していない役人なんかたまに
いるものですから、ちょっと聞きました。

査察という言葉がありますが、多分、多くの日
本人は、査察という言葉を知りません。IAEAによる
大量破壊兵器の査察というふうにも聞かれます
せんが、実は、食品の世界でも日本はEUとアメ
リカから査察を受けているのです。このことは
ほとんど日本人は知らないんじゃないかと思いま
す。

厚生労働省にお伺いしますが、日本の水産加工
品について、EUから査察を受けたことがあります
か。あるかないか、あるとすれば、その頻度は
どのぐらいでしょうか。短く。

○遠藤政府参考人 EUの水産加工品に
査察でございますけれども、平成七年三月に青森
県、宮城県、神奈川、同じく十月に広島市、兵
庫県、宮城県、静岡県、栃木県、平成十三年九月
に青森県というところで、平成三年以降、都合三度
実施されております。

○鮫島委員 北海道はないですか。

○遠藤政府参考人 EUからの査察はございま
せん。

○鮫島委員 今度は肉ですが、食肉輸出に
アメリカから査察を受けたことはありますか。あ
るとすれば、その頻度はどのぐらいでしょうか。

○遠藤政府参考人 米国からの査察でございま
すけれども、平成二年に輸出が開始されて以降、
平成十三年までの間に、おおむね一回行われ
てきております。

○鮫島委員 今の答弁でも明らかになったよう
に、この食品輸出の世界について、EUからもア
メリカからも、我が国は複数回にわたる査察を受
けているということが明らかにされたと思いま
す。

厚生労働省に引き続きお伺いしますが、こ
ういう査察の結果、あるいは日本から輸出したもの
による健康被害、そういう理由で輸出がとめられ
たというふうなことはあるのでしょうか。

○遠藤政府参考人 査察は、食肉の場合にはむ
しろ定期的にということになってございまして、違反は
ございせんけれども、EUの水産物の場合には、
違反が見つかつて、その結果査察が行われ、その
後さらに査察を受け、結果的に最終的にはまた解
除されているというふうな形になっております。

○鮫島委員 今、質問に答えたのか、日本
の輸出がとめられたことがありますが、この質
問はなんだけれども。

○遠藤政府参考人 ございます。

○鮫島委員 大分短くなつてきた。

この査察は、アメリカによる査察はその根拠と
なっているのは連邦規則、それから、EUによる
査察もその根拠となっているのがEU規則だと思
いますが、厚生労働省は、こういうそれぞれの国
あるいは共同の規則によって我が国が査察を受
けることを、正当だというふうにお考えされて
いるのでしょうか。

○遠藤政府参考人 それぞれの国がそれぞれの国
で定める衛生基準に適合するように、我が国の関
係機関が適切に対応しているかどうかを当該施設

の同意を得て実施をしているというもので、特
段問題があるとは思っておりません。

○鮫島委員 特段問題はない、正当と受けとめて
いるということだと思います。

外務省にお伺いしますが、このような、アメ
リカが連邦規則に基づいて他国に査察をかける、あ
るいは、EUがEU規則に基づいて他国に査察を
かけるというようなビヘービアというのか、そう
いうことはWTOに整合するかどうか、外務省の
御見解をお伺いしたい。これは二分たつぷり使
つて結構です。

○佐々木江政府参考人 お答えいたします。

WTO協定上、WTOの加盟国は、人、動物ま
たは植物の生命、健康を保護するために必要な衛
生植物検疫措置をとることができるということ
でございますが、この際、人等の生命または健康を
保護するために必要な限度において、また科学的
な原則に基づいて措置をとることが言われ
ております。それから二番目に、同一または同様の
条件下にある加盟国間並びに国内外で恣意的
な差別は不当な差別をしないことという規定が
ございまして、また、三番目に、国際貿易に
対して偽装された制限となるような態様で措置を適用
してはならないというふうにならわっているわけ
でございます。

今、先生が言われました米国の措置につきま
しては、こういうようなWTOの協定の条件に沿
つた運用が行われている限りにおいてWTO協定に
違反しているという事はないということござ
いまして、私どもの承知している限り、そうい
う問題提起がこれまでのところなされているとい
うことは承知していません。

○鮫島委員 WTO交渉の責任省庁というの
は、外務省ということでしょうか。

○佐々木江政府参考人 WTO交渉自身につ
きましては、先生御承知のように非常に多岐にわた
つた交渉でございまして、対外的な交渉をするに際
しては、外務省は政府全体を代表する、あるい
は調整する立場にございますけれども、それぞ

の所管の省庁と一体となって交渉に当たっているということでございます。

例えば、農業であれば農水省と一体となつて行つておりますし、産業の所管物資については、それぞれの所管官庁と協力しながら交渉しているということでございます。

○**鮫島委員** そうすると、横一列というふうに出てよろしいのですか、あるいは、WTO交渉の中で外務省はコンダクターのような役割でしょうか、他省庁と外務省の関係は。

○**佐々江政府参考人** そうあるべきでありますし、そうなるように今努力しているということでございます。

○**鮫島委員** そうなるようによく力をつけていたきたいと思います。

なぜ私はこのことにこだわるかというと、今、WTO交渉、特に農業分野においては非常に厳しい提言がなされて、日本の農業が存続し得るかどうかがいよいよ大変厳しい条件が今農業輸出国サイドから特に強く出されているわけです。

従来の日本の主張、農業は天候に左右されて工業とは違う、そうするとアメリカは何と云うかという、我が国の農業も天候に左右されております、そう云うし、日本は経営面積が狭くてとてもアメリカとは太刀打ちできないと云うと、アメリカは何と云うかという、アメリカの百分の一しか農地面積のない国がアメリカ以上の農家がいるわけだから、経営面積が狭いのは当たり前でしよう。

それから、三番目によく言われる話として、そんなに肉を買え買えと云うならば、もうちょっと買つてもいいけれども、そうすると、今、年間千三百万トン買っているアメリカからのえさは買わなくなりまして、いふうに日本が云うと、アメリカは何と云うかという、構いません、もつと肉を買ってください、中国が無尽蔵にこれからえさを必要としますから、我がアメリカとしては構いませんと云うて、なかなか普通の、従来の交渉をしていても一歩も前進しないというのが現状な

んです。

そういう意味では、今、EUの態度は特にそうですが、そういう関税のバナナのたき売りの数字の上げ下げではなくて、文化的な背景をいふ、食習慣の違いとか文化の違いとかいうことをむしる前面に立てながら交渉するといふふうなシフトしてきているといふふうには感じているものですから、このことが大変大事だといふふうに先日来指摘しているわけです。

今、アメリカやEUが現に行っている我が国に対する査察行為はWTOとの整合的なものであるという見解が外務省からも述べられましたが、では、厚生労働省は、今、日本の食材の六割が海外から入ってきているわけですが、日本と同レベルの衛生水準を維持しているかどうかということに

○**遠藤政府参考人** 我が国の輸入食品に関する衛生規制につきましては、食品の輸入時に、国内品と同一の基準に基づき、残留農薬、食品添加物、病原微生物、残留動物用医薬品等の検査を検疫所において実施をしているところでございます。

特に食肉及びその加工品につきましては、これらに加えて、我が国と同等以上の基準に基づき衛生的に処理された旨の輸出国政府機関が発行した衛生証明書の添付を義務づけており、我が国への輸出の開始時に、当該国の衛生規制の同等性について確認された場合のみ輸入を認めているところでございます。

また、特定の国の食品につきまして違反が繰り返され認められる場合には、昨年夏に議員立法により創設されました、いわゆる包括的輸入禁止規定に基づく輸入禁止措置を発動することも視野に入れています。現地調査、二国間協議を行いつつ、我が国が求める一定の衛生水準を満たすものであることの証明を求めている事例、例えば中国産の冷凍ホウレンソウといふふうなものもござい

ます。

○**鮫島委員** 全くわかりにくいけれども、では、厚生労働省は、その食品衛生のレベルが国内と同じかどうかということを確認するために、これまで海外査察を行ったことがありますか。

○**遠藤政府参考人** これまでも、必要に応じて現地調査、二国間協議を行つてきているところでございます。例えば中国産冷凍ホウレンソウの問題にしましては、昨年六月に担当官を現地の加工工場及び農場に派遣をいたしました。現地の状況の確認を行い、その後八月にも加工工場、検査施設を調査し、本年二月には、中国側が新たに講じた対策の実効性を確認するために、担当官により農場、加工工場、検査施設の現地調査を行っております。

その他、イランにおけるピスタチオナッツのカジ毒対策の状況を確認するため、昨年九月に農場や検査施設の視察、タイにおける野菜の残留農薬対策の確認のため、本年三月に農場や検査施設の調査などを行つてまいりました。

○**鮫島委員** 先ほど、アメリカは我が国の食肉処理場について定期的に査察を行っているという回答がありましたが、日本が定期的に査察を行っている国というのはありますか。

○**遠藤政府参考人** これまで定期的に行っているところはございません。問題の生じた都度行っているといふふうな状況でございます。

○**鮫島委員** その査察の視点ですが、今度のこの食品安全基本法の中にもうたわれているように、一連の食品供給のプロセス、食品供給行程という言い方をしていますが、これは、フロム・ファーム・ツー・テーブル、農場から食卓までという概念がこの安全基本法の中ではっきりと強くうたわられた用語だと思えますが、今まで厚生労働省が行ってきた査察というのは、少なくともこの視野の範囲、フロム・ファーム・ツー・テーブルといふことで行ってきたのかどうか、それとも、もう少し川下の部分といえますか、フロム・ゲート・ツー・テーブルといふか、玄関から食卓ぐらい、

どの程度の範囲の視野で査察を行っていたのでしょうか。

○**遠藤政府参考人** おっしゃいますように、過去の食品衛生に対する考え方というのが、でき上がりました食品における安全性といふふうな考え方で、テーブルの方から考えてきたといふふうな経緯がございます。

そういった中で、平成七年にHACCP制度を導入をしたわけでございますけれども、そこで生産行程の管理といふふうな概念が食品衛生法の方にも取り入れられてきたという経緯がございます。そういった考え方、今後、行程の方からきちんと管理をしていかなければいけないといふふうな方に移りつつあると認識をしております。

○**鮫島委員** 農林水産省にお伺いしますけれども、食品産業分野における衛生管理の高度化を図っていく、食品産業を支援するために衛生管理の高度化を図っていくという方針をお持ちだと思いますが、これは、具体的にどのような支援策で食品衛生管理の高度化を図っていくといふふうにお考えでしょうか。

○**西藤政府参考人** 食品の製造過程の管理の高度化を図るという観点で、私も、平成十年にHACCP手法支援法という形であれしておりますけれども、業態ごとにそれぞれ品質管理の高度化を図るための基準を設定していただきまして、その基準に合致する施設整備をする場合の金融、税制上の支援措置を講じてきているところでございます。期限がこの六月に終了するものですから、今国会にその延長法案を提出させていただいている状況でございますが、現在まで十八業種に高度化基準が設定されている状況でございます。

○**鮫島委員** 今農水省の御発言にありましたように、十八業種で高度化基準が設定されて、このレベルに到達する分野もだんだんふえていく、そういうふうな日本の衛生管理のレベルも徐々に、特に食品安全基本法の成立をきっかけとして今後上がっていくと思いますが、厚生労働省は、日本の

衛生管理の水準がこれまで以上に上がっていき、それに合わせて海外の衛生管理の水準も評価していくということでしょう。

○遠藤政府参考人 食品衛生法の運用につきましては、基本的に内外無差別の視点で行っているところでございます。将来的に、我が国の食品業界において、より高度な衛生管理技術が普及をし、それに相応した衛生規制を国内で導入するというふうなことを検討する際には、同様に輸入相手国に対する衛生規制についても検討することになろうと考えております。

○鮫島委員 谷垣大臣にお伺いしますが、我が国の食材の四割は国産品、六割が海外から入ってきていますので、ほとんどの日本人の体の元素は六割が海外から入ってきている。谷垣大臣のお体も六割は海外産ということだと思いますが、そういう現実から見れば、第四条の、食品供給行程の各段階における安全性を確保するために適正な措置をとらなければいけないという、この食品安全基本法の理念を示す一番大事な条文の中に、やはり国外にも目配りするという概念を何らかの形で入れるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 今鮫島委員おっしゃいましたように、四条で決めております食品供給行程の各段階で適切な措置をとらなければいけないというのは、この法案の基本的な理念を形づくっているものでありまして、今おっしゃったように、六割海外から入ってくるわけですが、外国で生産されて我が国に輸入される食品にも当然この規定は適用されるものだというふうに私は考えております。

もちろん、そのときに日本の行政権がどう及ぶかという、今もいろいろ御議論がありましたけれども、その問題はございますが、国外で生産されたものも日本に輸入されて食品として供される限り、この規定はかぶってこなければならぬ。したがって、今委員がおっしゃった海外における供給行程というのも当然この法案の視野に入っているものと思ひまして、この法案と今委員がおつ

しゃったことは矛盾するものではないと思つております。

○鮫島委員 確かに、条文の中にそういう視野も入れるべきだと書き込んだところで、なかなか具体的には、いろいろな海外との関係では、文化の違いもあり、イスラムの国々に豚肉を輸入しないのはけしからぬと文句を言ってみても意味がないし、イギリス人に鯨の肉を食えと言ってみてもしょうがないというようなことがありますから、実際に適切な措置をとるということは、非常に柔軟に考えなければいけないのではないかと思います。

それにしても、我が国に食材を供給している世界のあらゆる地域で、フロム・ファーム・ツー・テーブルという観点からいうと、どんな農業が行われ、どんな集荷、出荷が行われ、どんな条件で輸送され、あるいは加工され、我が国のテーブルまで乗ってきているのかということは、一定の目配りが必要なんじゃないかと思いますが、そういう海外の食品供給行程のリスクマネジメントの評価をどの役所がやるのか。

常識的に考えれば、農場から食卓までですから、農林水産省と厚生労働省が連携しながら海外の食品供給行程のリスクマネジメントの評価というものが行われるのではないかと、常識的にはそう思います。が、大体そんなことでよろしいのでしょうか。

○谷垣国務大臣 先ほど申し上げましたように、四条の精神というのは当然国外のものまで及ぶんですが、現実には我が国の行政権ということを考えますと、一般的には水際というように、これはまず第一的になるわけで、そのときは食品として入ってくるものが多いとなります。これはまず食品衛生法を管轄している厚生労働省だということになるんだろと思うんです。リスク管理機関は、しかし、輸入業者による自主検査とかあるいは輸入時における水際の検査や検疫のみによつては十分な安全性の確保ができない、こういう場合には、相手国と協議を行つて、その合意を得て、生産、製造段階を含めて必要な措置をとるとい

ことはあり得るんだろと思います。

その場合も、いろいろな場合があり得ると思いますが、食品の安全性に対する危害要因、その場合が考えられているかということによつても違ってくるんだろと思うんです。その場合は、その国内でのリスク管理を行っている省庁が相手国と協議を行つて、その合意を得て、必要な措置をとっていくということが一般だろうと思ひます。

おおむね、鮫島委員がおっしゃいましたように、農水省と厚生労働省の協力ということだろうと思いますが、分けて考えてみますと、今のようなことかなと思つております。

○鮫島委員 ありがとうございました。参考人の協力よろしきを得て、やや時間を余して終わることにいたします。

どうもありがとうございました。

○佐々木委員長 以上で鮫島宗明君の質疑は終了いたしました。

次に、横路孝弘君。

○横路委員 この法律は、今までの食品安全に関する法律の体系、つまり、事業者を規制することによつて消費者はその反面利益を得るんだという、消費者は守られるんだという体系だったと思うんですが、特に、食品衛生法は、目的とするとところが公衆衛生の向上及び増進、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止ということで、そこには消費者、国民の健康を守るとか、食品の安全を確保するとかいうことは目的にもならず、また消費者という言葉も全然ない法律で、国民からはその改正というものがもう長い間求められてきたわけでありまして、その状況から見ると、この基本法というのはいくら大きく変わったということが言えるんだろと思うんです。

しかし、期待していた国民から見ますと、この議会の中で同僚議員の多くの議論にありましたように、また参考人の意見もありましたように、消費者の権利という権利性がどうも明らかにないという意見が大方だったと思うん

です。大分議論が詰められた点もありますが、私もひとつその点から議論に入りたいと思ひます。結局、食というのは、毎日我々食べるわけですし、生きていくために不可欠なものでありますから、何よりやはり安全でなければいけないわけですね。消費者に対して安全な食を提供していく、あるいは消費者へのそういう責任ということだと思いますと、有名なのが、一九六二年のケネディ大統領のいわゆる消費者保護に関する大統領教書の中で、四つの消費者の権利ということが言われています。

一つは安全を求める権利、一つは知らされる権利、一つは選択する権利、一つは意見が聞き届けられる権利という四つの権利というのを消費者は持っているんだ、それに対応する政策を展開していかなければいけないということが言われたのが四十年前も昔であります。大臣、これは有名なことでございますので、この委員会の中でも議論されてきたわけですが、この四つの権利についてどのように受けとめられるか、まず御意見をお伺いしたいと思ひます。

○谷垣国務大臣 幾つになりましたが、先輩から質問を受けるというのは緊張するものでございまして、きょうは大先輩の横路委員にお答えをするというので、大変緊張してこへ立たせていただいたというわけでございしますが、今ケネディ大統領の四つの消費者の権利というものを引かれました。これを実定法にどう落とししていくかということとは、まだいろいろ御議論があると思ひますが、基本的な物事への対処の仕方としては、私は非常に現在でも、四十年たつた今でも、ますます意味を帯びている考え方ではないかと思ひます。

○横路委員 私も大分答弁で苦勞してまいりました。それはさておき、国とか地方公共団体やあるいは事業者というものは、この四つの権利に対応する形でやはりこたえていかなければいけない、対応していかなければいけないということがあると思ひます。この法律は、初めて消費者という言葉が出てきたということを先ほども申し上げ

ましたが、法体系の中では、そういう意味では当事者になっているわけですね。国、地方公共団体、それから事業者というのは、先ほどの消費者の四つの権利に対応した形で責務を果たしていかなければいけない。一つのそういう枠組み、法体系の中では、消費者も当事者になったということは言えるんだと思うのですけれども。

○谷垣国務大臣 この法案、今委員がおっしゃったとおりでございまして、食品の安全性というのは国や事業者、あるいは行政や事業者だけで成り立つものではない。国や事業者、消費者それから地方公共団体、こういった関係者がやはりそれぞれの責務、役割、これを的確に果たしていくって、リスクコミュニケーションという思想も、相互の意見交換と申しますが、認識のそれは違う部分もありましようけれども、認識を共有していくことによって安全というものに近づいていく、こういう思想でできていると思います。したがって、消費者というものは、この基本法の中でも欠くべからざるプレーヤーなんだというふうに思います。

○横路委員 もちろん、消費者も、自分の食品を適切に貯蔵するとか調理するとかいうようなことというのは、そういう意味での責任は持っていると思います。しかし、あくまでも食品ということからいうと、消費する側なんです、供給する側ではないわけです。ですから、供給する側と受け手の方の消費者と一緒に議論するというのは、ちよつといかがかと思えます。そうではないと思うのですね。

先ほどケネディ大統領の教書の中でありました四つの権利というのは、消費者は持っているわけですね。安全な食品を求めたい、何が安全な食品かということを知りたい、そして自分が選択できるようなしてほしい、それからまた、それについて行政の方に自分たちの願いが届けられるようにという行政への参加というような権利をやはり持っている、それは要求、要望でもいいわけですから、それに対してこたえる側と求める

側というのはあるわけですね、今言いましたようにそれは適切に貯蔵しなければいけないというような意味での責任はあるにしても、全体的に安全な食を供給するという構造からいえば、そこを一緒にするのはおかしいと思います。

やはり供給する側とそれを受ける側というのは明らかに違うわけですね、受け手の側の消費者と供給される安全な食べ物というものをどうするかというところがベースでなければいけないわけですね。この法律もいろいろなことを書いてありますけれども、どうもそこそこあまいので、そこははっきりと、食品を送る側と受ける側という構造、構造というのがやはりベースになっているんだと思いますけれども、違いますか。

○谷垣国務大臣 委員のおっしゃる通りに、違いを強調すればそうだろうと思います。しかし、この法律の構造は、もちろんそういう違いも意識しているわけでありましようけれども、同時にそれぞれのプレーヤーがそれぞれの役割を果たさなければ食の安全を確保できない、そういう視点もあわせ持っているのではないかと、いうふうに私は思います。

○横路委員 石毛委員との議論の中で、消費者というのは権利と言ってもいいのかもしれない、消費者のいろいろな申し出に対して行政は当然誠実にこたえていかなければいけないということはこの法律の中にきちっと組み込まれていると思えますという答弁をされています。個々の具体的な権利は、さらにこれを具体化していく法律の中に定められるべきものではないかという答えがあるんですが、これはどういうことを想定しているんでしょうか。

今、国民生活審議会で、消費者の権利ということとで、安全の権利とか選択する権利とか参加する権利といった、今言った四つの権利に対応するような形で、それを明確化する方向で議論されているということが言われているわけですね。消費者が、それを想定してお答えになったのか。消費者の権利について、さらに具体化を法律の中で定め

ていくべきだというのはどういうことでしょうか。

○谷垣国務大臣 消費者の権利一般につきましては、今横路委員がおっしゃいましたように、内閣府の国民生活審議会で、見直しの方向性が示されて議論していただいているところで、これは根本副大臣が食品安全委員会の担当というのとは別に担当しておられるわけでありましようけれども、その議論とは別に、私が申し上げましたのは、この法案は基本法でございまして、具体的な法律的な効果、そういうものを伴う規定は必ずしも多くないのがこの基本法であるゆえに、そういう性格を持っていると思います。

したがって、規定の仕方も権限と責務というところで、ざりざり詰めれば訓示規定のような規定が多い法体系になっているのも事実でございまして。したがって、それらをもう少し具体的な、法的な効果の及ぶ権利義務に落とし込んでいくのは、個別法にまっとうところがあるのではないかと、いうことを申し上げたわけでありましよう。

○横路委員 この基本法は訓示規定ですか、この中身は。訓示規定なんですか、これは。これはちよつと問題だと思えます。

○谷垣国務大臣 訓示規定と見られるような規定も多いということを申し上げている、全部訓示規定というわけではありません。ただ、基本法という場合、多くは、それから具体的な権利義務が、直ちに法的な効果が発生するというような規定は、必ずしも多くはないかもしれぬということを申し上げたわけでありましよう。

○横路委員 それは必ずしも多くはないかもしれませんが、しかし、ないわけではありませんから。ちよつと視点を変えまして、質問させていただきます。

やはり、この中で議論では、消費者の権利というところで幾つかの点が議論になりましたが、例えば中国の冷凍ホウレンソウのクロロピリホスが残留したというあの事件ですが、あれは最初に問題提起したのは民間の団体なんです。民間の団

体が提起して調べて、政府もそれを確認したという事です。

さらに、トウモロコシのスターリンクですが、これは二〇〇〇年四月に飼料への混入を市民団体がまず最初に指摘しているんですね。それを受けて、日米協議に半年もかかったわけですね。それから、その間農林水産省からはこの団体に対して細々と検査のやり方を尋ねたり、あるいはサンプル提供の申し出も断るなどして、結局半年かかってしまったわけですね。二〇〇〇年十月に、食品からもスターリンク、これは認可されていない遺伝子組み換えトウモロコシでございまして、これを検出したというのを発表した。実は、九月の半ばぐらいにアメリカの消費者団体が発表しているわけですから。

つまり、この二つの事例だけをとってみても、ほかにもたくさんあるわけですね。消費者グループの活動というの、国民の健康と食の安全を守るという観点で大変大きな役割を果たしているわけです。この役割、活動というのは評価すべきだと思えますし、こういう活動をこれからも大いに期待していかなければいけないと私は思いますけれども、どのようにお考えですか。

○谷垣国務大臣 今、食品は、ボーダーレスで、世界じゅうあらゆるところから来ますし、大量消費、大量生産というふうなことからなっておりますので、アンテナは広く張らないとこれはきちっとした仕事が多分なにかできない。こういう観点から、今委員がおっしゃったように、いろいろな分野でいろいろな情報を持っておられる消費者が、その情報をつかんでいただけて問題提起をしていただくと、いうことは、私は高く評価すべきことだろうと思います。

食品安全委員会、当然、そういうものを十分にそしゃくさせていただいて、情報も交流させながら仕事をしていく必要があるというふうに考えます。

○横路委員 これからどんな分野でも、公的なセ

クターと民間セクター、特に市民セクター、この三つのセクターがどういう役割を分担していくのかということは、大変なことだということのように思います。

さて、どういう食品が危険があるのか、それを、食品安全委員会に評価を付託する、そのリスクエラストをする権限はどこにあるのかといえますと、この法律案でいきますと、二十三条、二十四条ですが、関係大臣の諮問に依りて、あるいはまたみずからということになっているわけですが、外国のケースを見ますと、アメリカFDAの食品リコール制でありますとか、フランスなどでもそういうリスクエラストを認めているわけです。

今大臣がお答えになったように、市民からのいろいろな情報の提供というのはやはりどんどんしていただきたいという話がありました。今までの、消費団体、消費者あるいは消費者グループの提起というのは、大体、みずからがやはり検査を行って、データを持って提起しているというケースが多いわけですね。あるいは、外国の事例を役所よりも先にその情報をキャッチして、それに基づいて調べて、そして確認をして発表し、行政側に問題を提起しているというケースが多いわけですね、やはり消費者にもそういう意味での申し出を認めるべきじゃないか、しっかりと位置づけて認めるべきではないかというふうに思うんですけれども、これはいかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 これは、委員のおっしゃっていることは非常に大事なことでございまして、この法案ではそれを権利というような形で規定しておりますけれども、施策について意見を表明するように努めることを消費者の役割として規定しているというようなことは、当然今委員のおっしゃったことが含まれておりますし、また、いわゆるリスクコミュニケーションというようなものを強調しているのも、当然今おっしゃったお考えと平仄が合ったものではないかというふうに思います。

○横路委員 特に消費者活動をしている人が心配

している点は、これはどうも従来の役所、例えば農林水産省とか厚生労働省とか、申し出があったときにだけやるということに限定されてしまうんじゃないかという心配をされておる方が多いわけですね。

それで、消費者の役割とかあるいは十三条の規定など、今まで議論されてきたわけですが、例えば十三条の規定というのは、国が施策の策定に際して意見を述べる機会の付与ということ、やや受け身なんだろうと思うんですね。私は、消費者の申し出権というのは、役所のサイドからいえば、情報を得るといふことだと思っておりますね、情報を手にするという、大変大事な手段の一つだと思っております。

そうしますと、例えば、十七条の情報収集の規定がありますね。食品の安全性の確保に関する内外の情報の収集、整理及び活用その他必要な措置が講じられなければならないという規定がございまして、この法律全体を通じて一番大事なのは情報の収集でして、どこからどういう情報を収集するのかということが大変大事な要素だということのように思います。

私は、この十七条の必要な措置の中に、重要な情報について、消費者も申し出をすることができ、それにこたえるということ、それからとる措置の中でも結構ですから明記すべきではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 情報をとるといふことがやはり一番大事というのか、我々の、行政機関の側からすれば、やはり幅広くアンテナを張らなきゃならぬ、消費者の側にも積極的にそういう知見を言ってくるというのを、それから、単に言ってくるだけというだけではなしに、リスクコミュニケーションというものを強調しておりますのは、お互いに情報を共有し、そして議論をすることによって、さらに知見を深めていくということでございますので、今委員がおっしゃった考え方は、この法案の中に私は十分書き

込まれているのではないかなというふうに思います。

○横路委員 この十七条は、具体的には、どういうことをこれから規定してやっていくとされているんですか。

○谷垣国務大臣 十七条の規定は、どういうふうな情報を集めて、そのほか必要な措置をとっていくかということですが、食品安全委員会では、食品健康影響評価などの事務にかかわる関係者相互間のいわゆるリスクコミュニケーションを企画し、実施する、そういう専門調査会を置きませんが、こういう事務を処理するために、リスクコミュニケーション担当官あるいは勧告・モニタリング事務担当課、こういったものを置くことにしております。

それから、具体的な、今おっしゃったような意見を把握するための仕組みとしては、ホームページなどを活用して幅広く意見を求める、あるいはリスク管理機関と共同して、総合的なリスクコミュニケーションとして、消費者や生産者といった幅広い関係者に集まっていたら、いろいろな意見交換などを行う。それから、既存のいろいろなネットワークを活用しまして、消費者から提供された情報を集めるというだけじゃなくて、この委員会が独自に食品安全モニター、これは仮称でございますが、そういうものを設置して、独自に情報を集めるということも考えております。

こういう消費者からの情報については、例えば先ほど申しました企画専門調査会というふうなものの中で、食品健康影響評価の年間計画というものを検討したり、それからリスク管理機関が行っている措置のモニタリングなどにこういうものを活用していくことを考えております。

○横路委員 例えば、ある消費者グループが、例えば中国の冷凍野菜のような問題、あれは公表してやったわけですが、何か問題があるというところで、これを実際はどこに持っていくと受けてくれるんですか、そういう話は、安全委員会の中には、それをちゃんと受けるセクションという

のはつくっていただけるんですか。

○小川政府参考人 先ほど大臣から御答弁いたしましたように、リスクコミュニケーションを担当するセクションといたしまして、勧告・モニタリング事務担当課、これは仮称でございますが、そういう課をつくらうと思っております。それから、リスクコミュニケーションの企画立案、あるいは自分が出ていってそれに参画したりする、そういうリスクコミュニケーションを専門にやる担当官、こういったスタッフを備えたいというふうに考えてございます。

○横路委員 もちろんリスクコミュニケーションも非常に重要なわけですが、リスク評価するに当たって、この法律からいいますと、各担当大臣からの申し出、あと安全委員会の判断になっているわけですね。それに対して、その点について消費者の方から何か申し出をする。いろいろな情報があるでしようけれども、やはり今までの、あの遺伝子組み換えのスターリンクとか、あるいは中国の冷凍野菜の残留農薬の問題とか、重要な問題についてちゃんと受けとめてくれることがなければ、リスクコミュニケーションの問題でもありますが、しかしもっと、リスク評価をするに当たっての大事な情報を消費者が提起をするという場合に、それをちゃんと受けとめてくれるんですか、どこで受けとめてくれるんですか、こういうことです。

○谷垣国務大臣 まだこの委員会はできておりませんけれども、現在でも、消費者団体等から、こういうものはきちっとリスクの評価をするべきではないかというふうなお申し出を、今現在ではリスク管理機関が受けておられるわけですね。それはもう、私もちよっと聞きますと、山ほど言っているはいけませんけれども、物すごくあるようでございます。

そうすると、現実の食品安全委員会ができましたときの対応としては、どういうふうなそれを調査し、評価を施していくかという計画をやはりきちっと立てていくことがなければ、たぐさ

んお申し出いただいたものを十分さばけないというところが現実にあるかと思っています。

そこで、先ほど申しました企画専門調査会という、委員会のもとに専門調査会を持ちまして、そこで年間計画を定めながら、どういうふうなリスク評価を行っていくかということ立案して進めていくということになります。

○横路委員 やはり、たくさんいろいろと、消費者の方から、これは問題じゃないかというような話が波のように押し寄せてくることを心配されているという御発言だったかというふうに思うんですが、もちろん、いろいろな話が来るとは思いますよ。その中でも、先ほど申し上げたように、やはり重要な情報についてちゃんと受けとめていくということ、何かどこかの食品が腐敗していたというふうな消費者のいろいろな話がありますでしょう、そういうのもクレームが来るとは思うんです。

そういう話と一緒にできる話じゃありませんから、ですから、リスクコミュニケーションで対応できるところと、それはいろいろな、電話ですか、一〇番みたいなもので受けてもいいんでしょ、そういうものと、重要な問題について、しっかりとやはり検査してデータをもって提起するようなケースについてはちゃんと受けとめてもらわないと、みんな一緒にして――多分これができる、今大臣おっしゃったように、たくさんいろいろな申し出が出てくると思いますよ。ただ、それを全部こうやって、全部切ってしまうとやはりいけないわけで、重要な申し出はしっかりと受けとめるという仕組みを、リスク評価のいわばきつかけに受けとめるというものとして受けとめてほしいんです。

この法律の中では、あくまでもそれぞれの各省庁からの申し出に基づいてというのがベースになっていますよね、それから、もちろん安全委員会の判断でもできるわけですけどもね。そうすると、このままですと、どうも今までとそんなに変わりがないシステムになってしまうんじゃない

かということになって、したがって、今までこの問題を一生懸命やってきた人の中からは期待外れという声が非常に強くなっているわけで、對抗して別のものをつくってやらなきゃいけないとかいうような動きになっているわけです。

ですから、むしろやはりいろいろな情報というものは出してももらった方がいいわけですから、それを受けとめるということ、そういう情報の中の重要な情報については、例えばしっかりとデータをそろえて、こういう結果が出ていますよというふうなものについて、これからの表示の問題について関連しても出てくるでしょうし、それはちゃんとやはり受けとめるということをしつかりひとつ御答弁いただきたいと思っています。

〔委員長退席、中沢委員長代理着席〕

○谷垣国務大臣 今委員が強調されましたように、いろいろな情報、たくさんある情報をどうきちっと整理して動かしていくかということが私は基本的に大事なんでしょうと思っています。

そこで、これはこの委員会ができて、七人の委員に入っていただきました、そのもとで具体的な動きをするわけですけども、その意味で、先ほど申しましたこの企画専門調査会がどういう計画を立ててどういう取捨選択のよろしきを得て進めていくかということが、私はこの委員会の評価を左右する面があるんだろうと思っています。その際に、委員がおっしゃいましたように、消費者がきちんと検討されましたその提言、データというものはやはり正面から受けとめていくということではなければならぬと思います。

○横路委員 ぜひそういう体制をしつかりつづけていただきたいというふうに思います。

それから、一つ、九条と十三条ですが、「意見を表明するように努める」、あるいはその「意見を述べる機会の付与」ということが書かれているわけですが、これは具体的に、例えば公聴会をするとか、あるいは食品安全のホットラインだとか、いろいろな意見が参考人の皆さんの中からも出ていましたし、ここでも議論されていますが、どう

もこういう機会をつくるのかというのは余りはつきりした御答弁がないようなので、消費者に対してどういう機会をどういう場面でつくるというようにお考えになっておられるのか。

○小川政府参考人 委員会が発足しまして、具体的な手法についてはその段階で固まっていって、でございますが、今私ども考えておりますのは、消費者から提供される情報というのはいろいろな形があるかと思っています。先生の御指摘のとおりでございます。

私どもとしては今考えておりますのは、まず、ホームページというのを委員会が持ちまして、そこを通じて双方向で意見交換ができるようにしていきたいというふうに思います。それから、リスク管理機関、関係省庁でございますけれども、そこ一緒になりまして総合的なリスクコミュニケーションを実施するという事で、消費者それから生産者、幅広い関係者の方々を集まっていたりだしまして意見交換を、これは中央とか地方、いろいろな形があるかと思いますが、それもやりたいというふうに思っています。それから、消費者相談等既存のネットワークが上がってくる消費者の情報、意見といったものもございまして、そういう既存のネットワークの活用も関係機関とお図りしてやらせていただきたいというふうに考えております。

そういう形で消費者から提供された情報を集めるということと、先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、仮称ではございますが、食品安全モニターというのを委員会独自のものとして、アンテナの機能を果たしていただくために設置することを考えてございます。

こういったものを通じて、先ほど評価の段階といいますが評価の年次計画を検討していきます。企画専門調査会、そういった専門調査会、これは専門家が入るわけですが、それから関係者も入っていただきますが、そこでまたいろいろな情報を吸収した上で御議論いただいで、きちっとした計画の原案をつくっていただく。最終的には委

員会で決めることになりましたが、そういうことでやらせてもらいたいと思います。

○横路委員 しつかりした体制をつくっていただきたいと思っています。

次に、食品安全委員会の話なんです、これもいろいろと議論されてきました。大臣は、これは山内議員の質問に答えて、この安全委員会の所掌事務というのは、主として食品の人の健康へ及ぼす悪い影響、リスク、これを科学的、客観的に評価することでありまして、つまり、純粋に科学的、専門的な知見に基づいて、いわば客観的、中立公正にやっていたら必要がある、したがって、何か消費者は、生産者との対立した利害調整というふうなことではない、そういう場ではないので、消費者の代表とか生産者の代表とかという人は入れないんだというお答えがございました。

これは、実は基本的な認識にかかわる問題でございますので、冒頭もちょっと申し上げました。やはり食品に関する事業者、食品を供給する側と食品を受ける方と、あくまでもこの法律はやはり食品の安全と食品を受けている消費者、国民ですけれども、その健康を守るという観点に立った法体系でございまして、ですから、その観点に立った人間がこの中に入るといのは当然だろうというふうに思うんですね。ひとつ、科学的な知見だけをする、つまりリスク評価が中心で、それは中心はリスク評価だと思えますが、それだけでは必ずしもないわけなんです。ですから、やはり総合的に判断できる人間というのが必要だと思えます。

例えば二十一条では、総理大臣は、食品安全委員会の意見を聞いて基本的事項の案を作成する、その基本的な事項は何かという、十一から二十条までに書かれていることですよ。十一から二十条までに書かれていることは、リスク評価ということだけじゃなくて、もっとやはり総合的な食品の安全政策についてここには含まれているわけですよ。ですから、単なる科学的な知見を持つ

ているという人だけじゃなくて、もっとやはり総合的に話のできる、これはこの委員会でも大島議員が一生懸命その議論をされておられるわけですが、私は大島さんの言うとおりでというように思うんですね。大臣も、趣旨は何か賛成されるようなお答えですが、結論はどうも賛成するわけにいかないという話でした。

ですから、これは、どうもちょっと、大臣の答弁というからお考えになつてゐることと実際の法体系というのは違うわけなんで、何もリスク評価だけじゃない、もっと総合的な食品安全全体を、こゝは、総理大臣は安全委員会の意見を聞いて決めるわけですから、安全委員会やはりそういう人も入っていないといけないということになると思ふんですね。

ですから、どうも、消費者の利害代表といふすか、そういうことについて非常に消極的なことがよくわからないんですね。どうして何か科学者、専門家に限定しようとなさつてゐるのか。もっと食品の安全全体について判断できる人がやはり入ることが必要じゃないかというように思ふんですけども、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 この法案をつくりましたときに、BSE以来のいろいろな議論があるわけでございますけれども、今までの行政の反省点というのは幾つかあったわけでございます。

こういう制度を立てましたのは、やはり専門家の意見を行政が反映できていないということ、それから、リスクを評価する機関とリスクを管理する機関が、しかもそのリスクを管理する機関がその産業を振興する役割も同時に担つていて、混然一体と行われている、こういうような批判を受けたときにどうするかということで、専門家から成る委員会に独立してリスク評価をやつてもらうというところを中心にこの委員会を考えたわけでございます。

もちろん、今委員がおっしゃいますように、多面的な基本的事項を含んでいるということも事実でございますから、科学者の観点からも幅広い識

見を持った方に入つていただかなきゃならぬ側面があることはおっしゃるとおりでございますけれども、私も、私も、まず専門家の意見によつて全体をコントロールしていくことを中心に考えました。

もちろん、先ほどからる申し上げておりますように、リスクコミュニケーションということも言つておりますのは、そういう専門家の知見も、実際の消費者との対話や意見の共有や反論というやうなものがなければうまくいかない、こういうことがございますので、ここにあるいは一番大事なところかもしれないが、そういう意味で、リスクコミュニケーションというものを積極的にいうことによつて今委員がおっしゃつたやうな側面は入れていこう、こういう考えに立つてゐるわけでございます。

○横路委員 私も、そのリスク評価とリスク管理とを分けたというのは、従来から見ると、チェック機能が、いろいろな政治的事情によつて問題が対応されるということよりは、ちゃんと科学的に対応するということでは、システムとしてはこれでいいと思ふんですね。

ただ、問題は、消費者というのが、何となく消費者とか消費者団体というのは非常に役所の方で嫌われておられて、警戒心が非常に強いわけなんですけれども、私はそうじゃないと思ふんですね。何せ、やはり食というのは毎日食べてゐる問題ですから、食べてゐる側の意見というのは総合的に政策の中に取り入れていくことは大変大事なので、何か非常にそこにこだわつておられて、非常に残念に思ひます。

委員の任命は両議院の同意ということになつてゐるんですが、これは、前から我が党は、こういう同意案件については、本人を委員会に呼んできて、そしていわば予備的な審査をいたしますか、それを行うべきだという主張をしております。これは、委員長に、そういう場合においてぜひ予備的な審査をやらせるように、理事会で御相談をいただきましたというように思ひますけれども。

○中沢委員長代理 理事会で検討します。

○横路委員 それでは次に、ちょっと具体的な問題に入つていきたいというふうに思ひます。

一つは、先ほども議論されておりましたけれども、この法律案の中で、第五条ですか、「国民の健康への悪影響の未然防止」ということの中で、「食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見」という、この「国際的動向」というところでございますが、これは、大臣のお答えによりますと、国際的な貿易ルールなどの整合性というお答えがございました。これまでも、ややもすると、科学的見地というよりも、貿易摩擦を解消するやうな観点で優先されてきた嫌いがあつたんじゃないだろうかというふうに思ひます。そこそこは、これから対応していく上で大変大事な点でございますので、ちょっと具体的に尋ねをしたいというふうに思ひます。

残留農薬の問題についてですが、例えばこの残留農薬のいろいろな指定を見てみますと、一九九二、三年ぐらゐからわつとふえていつてゐるんですね、九四、五年ぐらゐから。それまではほとんど、そう大した数はなかった。

このきつかけになつたのは、前のブッシュ大統領が日本に求めたときに、アメリカ側から日本に貿易問題についての苦情の申し立てというのがあつて、ポストハーベスト農薬に関する国際基準を受け入れてほしいという要望があつて、それがきっかけで農薬の残留基準というのは一気に拡大をしていつたんですね。品目も拡大されました。

基準値もポストハーベスト農薬を容認する基準になつてしまつて、これは、裁判があつたのは厚生省の方御存じのとおりだと思います。例えばジャガイモの除草剤の残留農薬クロロプロファム、五〇ppmなんですが、日本の国内で使用する場合には〇・五ppmということ、これは一千倍の基準差があるわけですね。

これは厚生労働省の方にお尋ねしたいと思ひますが、やはりこういう国際的な、ある種の貿易摩擦解消ということ国内政策が決定されてきたと

いうことは事実だと思ふんですね。この基準値、これは裁判にもなつた問題でございますが、かなり緩い基準値になつてゐるというふうに思ひますが、この間の状況について、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○遠藤政府参考人 国際的な基準と我が国の食品衛生規制との関係というふうなことになるうかと思ひますけれども、残留農薬を含みます食品衛生規制に関する国際基準につきましては、我が国も積極的に参加をし、我が国の食品摂取の実態等を反映させるやうに努めてゐるところでございます。

平成七年に発効いたしました衛生植物検疫措置の適用に関する協定、いわゆるSPS協定によりまして、国際基準等がある場合には当該基準を基本とし、科学的に正当な理由がある場合等に限つて自国の衛生上必要な基準を設定するというやうなことが認められてゐるところでございます。

自国の衛生上必要な基準ということと設定してゐる例といたしましては、我が国の場合、米の摂取量が多いというやうな食品摂取の実態や、ハウス栽培が多いなどの農薬の実態などを踏まえて、農薬の摂取量が、許容一日摂取量、ADIを超えることがないやうに基準を設定してゐるところでございます。

今後とも、我が国の食品摂取の実態を踏まえて基準の設定を行うこととしており、国民の健康の確保に支障があるやうな形は阻止したいというふうに思つております。

○横路委員 そのSPS協定、今お話があつたやうに、日本としての特別な事情があればいわずに、WTOの方の基準に合わせていくということで、これは、厳しくしたのもある反面、合わせたものもあるわけでしょう、今までの基準を緩めてどうですか。

○遠藤政府参考人 日本の残留農薬基準値と国際基準値を比較いたしますと、両者が同じであるというものが六二%を占めておりまして、八百八十四の基準値ということになっております。残りは、

国際基準値より小さくなっているものが二百三十基準値、一六％、日本の基準値が国際基準値より大きくなっているものが三百六基準値、二二％ということになっております。

○横路委員 大臣にお尋ねしたいと思うんですが、輸出国はやはり輸出国の論理で来るわけですね。食文化とか食習慣というのは違うわけですから、問題は、国民にとって、国民の健康にとってそれが本当にどうなのかという、やはり安全ということが一番大事なわけでして、リスク評価は、そういう国際的な基準というものでなくて、やはり日本の国内的な状況を踏まえてやらなければ、どうしても輸出国の論理がだんだん強くなっていくって、それがグローバルスタンダードだということになりますと、基準がどんどん緩くなってしまふということになりますし、先ほど、ブッシュ大統領のあれ、九二年に来日したときの話だと思ふんですけども、やはりそういう貿易摩擦問題にこの問題をしてしまふというのは、私は正しい選択ではないと思うんですね。

それは輸出国はいろいろな理屈をつけるでしょうけれども、やはりこちらは、あくまでも科学的な知見に基づいて、国民の健康を考慮して対応するということをしっかりと原則にさせていただきたいというように思いますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 これも繰り返し申し上げているところでありまうけれども、国民の健康を最優先に、科学的な知見に基づいて客観的な評価を行うというのは、安全委員会のまず第一に果たすべき役割でございますし、先ほど鮫島委員の御議論にもお答えしたところでありますけれども、食品供給のそれぞれの行程においてきちっと措置をしていくという考え方は、これは国産の食品だけではなくて、海外でつくられた食品であっても、日本に輸入される限りはそれを適用していく。その意味においては、ダブルスタンダードというような考えをとるのはやはりおかしいと思いますし、私どもは、やはりきちっと科学の観点というものを

とってやっていきたいと考えております。

○横路委員 残留農薬の問題と同じように、添加物でもやはり同じような状況がございまして、添加物でもよくとお尋ねしたいと思いますが、例のミスタードーナツの輸入肉まん事件でありますとか、協和香料化学の発がん性のアセトアルデヒドが使われた事件などが発生をしたわけですが、これは去年出たんですが。

添加物はできるだけ制限するというのが国会の決議にもなっておりますし、厚生労働省は、従来から、企業への要請がない限り新たな添加物の指定はしないという姿勢だったと思うんですが、しかし、昨年から、欧米で広く使われている添加物を積極的に認可するということで、食品のメーカーや大使館に問い合わせることで、今四十六品目について検討が進められているということです。

海外で使われているから、日本でも、今要望はなくても使用を認めればいいんだというのは、いわば無認可の添加物が発見されたというようなことではたばたしなないで済むという感じが、どうもあの事件の後そういう政策転換があっただけにあらわけてすけれども、各国で食文化、習慣も違うわけですから、こういう政策の転換というのはちよつと理解ができませんが、こういう事情だったんでしょうか。

○遠藤政府参考人 御承知のように、添加物につきましては、いわゆるポジティブリストという形でその規制が行われているわけございまして、諸外国で使われている添加物につきましては、協和香料事件の場合にはそこで使われていたということになるわけでございますけれども、そのほかにも、外国から入ってくるというふうな事例もあるわけでございます。

そういつた中で、国際的な専門家会議で安全性評価が終了している、また既に使用が広く認められているというふうなものにつきましては指定をしてもよろしいのではないかとというふうな考え方で、現在審議会で御検討をいただいているところ、ことでございまして、調査いたしましたところ、

その四十六品目に関しては、今後安全性等について調べて、指定に向けての評価を行ってもよろしいのではないかとというふうな状況になっているところでございます。

○横路委員 こういう国際的なボーダーレスな状態になってきて、グローバルスタンダードという名のもとに、どうも、国内で余り使われていないものについて積極的に認めて、こちらが求めて、何が必要ですかといつて認めてやられた。どうもそのバックにはこの二つの添加物に関する事件があったのではないかとということが想像されるわけでございますが、外国で認められているといつても、これはやはりその国にはその国の文化があるわけですから、そこはやはり国内の基準をしっかりと適用してやらなければいけないというように思っています。

それから、今回、既存添加物についての見直しといひますか、これは、安全性の評価が済んでいないということで、全品目、四百八十九全部についてやられるんですか。

〔中沢委員長代理退席、委員長着席〕

○遠藤政府参考人 天然添加物でございますけれども、平成七年の食品衛生法改正時に、当時使用されておりました天然添加物につきましては、長い使用経験があり、健康被害の報告がないということで、経過措置として引き続き流通を認めてきたところでございまして、平成八年以降、逐次安全性の見直しを実施してきておりまして、今後、さらに情報の収集が必要と考えられるものは、現在のところ、四百八十九品目中百二十五品目となっているところでございまして。

この安全性の見直しにつきましては、毒性試験の実施、専門家による結果の解析等が必要でございます。今後、安全性評価を推進し、今回の食品衛生法等の改正によりまして、既存添加物名簿からの削除をして使用禁止にできる規定を設けておりますので、必要があればその規定を適用したいというふうな考えているところでございまして。

○横路委員 あともう一つ、国際基準との関連で、

これはむしろ国際基準の方が厳しいというケースで、先ほどよくとお話がありました。カドミウムの基準の話でございます。

今、食品衛生法では、一ppm以上のカドミウムが含まれる米の販売を禁止しているわけですね。食糧庁の方の基準で、〇・四から一のカドミウム米につきましては、食糧庁が買い入れて、食用でない形で処理をしているわけですが、EUの方は〇・二ppmの基準という、この〇・二から〇・四のところをどうするかという話になるわけですね。

これは、カドミウム米というのはかなり量としても多いわけだとして、日本の場合どのぐらいあるのでしょうか。結構、三十万トンぐらいいあるのでしょうか。基準を超えた汚染米ということが言われているわけですね。これは土壌が汚染されているわけですね。したがって、本格的にこれを減らしていくというのは相当大変なことなわけですが、しかし、基準としては、EUの厳しい基準に関してどうするかということを今検討中というように聞いているのですが、もう結論は出ているのでしょうか。どんな議論になっていますか。

○遠藤政府参考人 まず、国際的な基準でございますけれども、FAO・WHO合同食品規格委員会、いわゆるコーデックス委員会の食品添加物・汚染物質部会において、精米の基準値案として、カドミウム〇・二ppm以下というのが提案をされているところでございまして。同部会は、より精度の高いリスク評価の実施をFAO・WHO合同食品添加物専門家会合、JECFAと言っておりますが、これに要請をしており、平成十五年六月にその評価が行われる予定となっております。

国内における検討につきましては、昨年七月に薬事・食品衛生審議会に對しまして、米に係るカドミウムに関する規格基準を改正することの可否について諮問を行い、我が国で実施された疫学調査の中間的な報告等をもとに議論を行っていたいたしております。その結果、現時点で緊急に現行の基準を改正する必要はなく、平成十四年度の疫学

調査結果を受けてさらに本格的な審議を開始する
というふうな結論になりまして、この疫学調査の
結果が五月中にも報告されることになっており
ます。これを受けまして審議会における検討を行
うこととしておりまして、国際的な動向を見なが
ら適切に対応してまいりたいというふうに考えて
おります。

○横路委員 問題はそれこそ利害調整じゃありま
せんので、しっかり対応していただきたいという
ふうに思います。

時間もなくなつてまいりましたので、表示につ
いて、二点ほどまとめて御質問しますので、お答
えいただきたいと思ひます。

一つは、遺伝子組み換えの表示であります。E
U の場合は、表示義務の混入率を1%から0・
5%以上に強化したということ、食用油を含む
全食品を例外なく表示の対象にするということ
でやっていますが、日本の場合、これからどうい
うぐあいになるかというところ。遺伝子組み換
え食品の表示の問題です。

それからもう一つは、食品の添加物の表示で無
添加という表示のある食品にも、いわゆるキャ
リーオーバー、原料の中に既に食品の添加物が
入っている、最終食品に添加物の効果を与えな
い場合には表示を免除されるということで、例え
ば、かまぼこなんかの場合ですね。かまぼこの原
料のスケソウダラのすり身を原料に使っている
とすれば、これは、とった漁船の上で保存のため
に添加物を使うわけですね。しかし、かまぼこに
なつてしまつと、この理屈ですと表示しないとい
うことになつていくわけなんです。無添加と
表示した食品の中にもそういうようなものが随分
たくさんあるわけですね。これらのことについて
どの方にお考えなのか。微量だからいいという
考え方なのか、いや、しかし、やはり使っている
のだからおかしいというお考えなのか、これから
どうされるつもりなのか。

○遠藤政府参考人 まず、遺伝子組み換え食品の
表示でございますけれども、現在、食品としての

安全性が確認された五種類の農産物、三十食品
群の加工食品につきまして、ちよつとわかりにく
い説明かもしれませんが、大きく二つに分けまし
て、まず、食品に組み換えられたDNAまたはそ
れによつて生じたたんぱく質が残存する場合、こ
の場合に、分別生産流通管理が行われた遺伝子組
み換え農産物を原材料とする場合は「遺伝子組
み換え農産物が分別されてない農産物を原材料と
する場合には「遺伝子組換え不分別」という表示
を義務表示という形にしております。

分別生産流通管理が行われていて非遺伝子組み
換え農産物を原材料とする場合、それから大豆油
やしょうゆなどの場合で、組み換えられたDNA
あるいはたんぱく質が加工後に残存しないとい
う場合、これらの場合には「遺伝子組換えでない」
あるいは「遺伝子組換え不分別」等の形の表示は
任意表示という形で、はっきり遺伝子組み換えの
ものがあるかどうかという場合には義務表示とい
う形、ないと確信できる場合には任意表示という
形の規制を行つております。

次に、無添加表示、キャリーオーバーがあるよ
うな場合での無添加表示についての考え方でござ
いますけれども、キャリーオーバーに関しまして
は、非常に微量で、そのものが添加物としての機
能を発揮するよう量ではないというふうな場合
に表示の必要はないということにしているわけ
でございます。これは国際的にもそういう形に
なつておりますが、一方、無添加という表示を
するという点にしましては、国民の信頼を損な
うことになることから望ましくないということ
で、現在、指導という形で、無添加の表示は行
わないようにしておりますけれども、現在、農林
水産省との間で表示に関する検討を共同で行つ
ておりますので、また今後、表示の問題につきま
しては、その会議などに引きましても検討をして
まいりたいというふうに考えております。

○横路委員 今回、残留農薬とか添加物とか、あ
とダイオキシンも最近調査していますが、例えば

東京湾とか瀬戸内とか大阪湾とか、ああい
う中でとれる魚のダイオキシンの量というの
は相当な量でして、これをそのまま例えば妊
産婦の人たちが食べていいのだろうかと思
うようなものがやはり検出されていま
す。

それが、基準そのものはみんなそれぞれ
で、それぞれ、農業については農薬、添加物
については添加物、これは総合、トータル
としてどうなつていくのかということを考
え、それがまた人間の体に蓄積されてい
る事情を見ますと、最近のアル
ルギー体質を持った人たちがふえてい
る背景というの、やはりここにあるとい
うふうに思ふんですね。

新しいこの基本法ができたことをきっかけに
、安全委員会でもできるわけですね、従来と違つた姿
勢で、やはり、これを担当してやられる人々が本
当に新しい気持ちでやつていただくというこ
とが大変なことだと思ひます。

最近、ファストフードに対してスローフード運
動というのがイタリアの小さな町で、要するに、
大量生産、大量消費のものがなくて、身の回り
でできたものを大事にして食べていこうとい
う運動がだんだん広がつてきています。

イタリアですと、パンにしても、バター、チ
ーズ、ハム、ソーセージ、ワイン、ビール、みんな地元
でつくつたものを地元で大事にして食べてい
こうと。やはり身近なところで生産されたもの
をすぐその場で食べるというのが一番安全、安心なわけ
ですね。

日本の場合、このスローフード運動は、余
りにも忙しくてファストフードばかりになつて
いる現状で、たまにはというか、ゆつくり家
族が食卓を囲むというふうな時間的、精神的な
余裕もあつて、現実にはファストフードにな
つていて、そして輸入が六割を占めているとい
う状況の中で、やはり我々自身の生き方とい
うのも考えなければいけませんし、国内の生
産という

ものも大事にしていかなければいけないとい
うふうに思ひます。

ぜひ、この体制ができたことをきっかけに、私
どももこれから議論していきたいと思ひま
すけれども、どうか本場に新たな気持ちで
やつていただきたい。最後に大臣の決意を
伺ひまして、私の質問を終わります。

○谷垣国務大臣 私どもの食をめぐる環境とい
うのは、今も横路委員が御指摘になりましたよ
うに、かつての、牧歌的と言つていいかわか
りませんが、そういう時代とは大きく変わつ
てきている、私も全くそのように思ひます。問
題が多岐にわたりますので、どこからどうい
うふうにかつていっていいのかわかりませ
んけれども、ぜひこの御議論のうちに、関係
者一同力を合せて、先ほどの御議論のよう
に、消費者、国民も大きく参加していただ
いて、また巻き込んで、新しい風を吹き起
こせるように頑張りたいと思ひます。

どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○横路委員 頑張ってください。終わります。

○佐々木委員長 以上で横路孝弘君の質疑は終
了いたしました。

次に、西村眞悟君。

○西村委員 この安全基本法を前提にして、文
字どおり基本法でありますから、これを土台
として、いかに食品の安全を構想し、それを
具現化していくか、この観点から三問ぐら
いを御質問したいと思います。

我々は、食がなければ生きられないわけ
でありますから、安全な食をいかに確保す
るかというところは、我が国が生き残りの
戦略であります。したがつて、この基本
法制定の機会に、生物化学知識そして技
術を結集した、食の安全を研究する研
究機関というものが、今各所にあるでし
ょうが、それを総合して設立するとい
うふうな発想があつてもいいんではない
かと思ひます。

これは、自然食品ということが付加価値があるような状態ですから、あらゆるものが加工であります。食はもう既に巨大な加工産業でありまして、加工工業から生み出されるあらゆる食についての安全性を我が国の中央機関が審査するということが、ひとり我が国のみならず、世界に貢献することである、このように思っておりますが、御見解はいかがですか。

○谷垣国務大臣 食品の安全性の確保を図るときに、科学的知見の充実に努めることが大変大事でございまして、この基本法もそういう思想のもとにつくられておりまして、十六条では、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成そのほか必要な措置を講ずべきことを規定しております。

それから、総合科学技術会議においても、今後の科学技術政策の基本的な方向、目指すべきところとして、安心、安全な社会の構築ということを三つの重点項目の一つとして掲げておりまして、こういったことを通じて、基礎研究を含む研究開発の充実、人材育成といった研究基盤の整備を進めていきたい、こういうふうにも思っております。

○西村委員 それで、まさにそれを集約するような、大きな、世界でも類例を見ないぐらいの規模の研究機関が我が国にあっていいのではないかと、いうことでお聞きしたわけですね。

それで、国策として、世界で人間が口にするすべての食品の安全性を我が国が審査できるということは、やはり国際的な貢献でもあるわけですね。それと同時に、またこれは我が国の戦略でもあるだろう、こういうふうにも思います。

なぜ食が戦略になるのかといえは、大臣の時代と私の時代、脱脂粉乳を覚えておられると思いますが、援助と称して、食べろといってくるものが、長期的な観点からは、自国が生産するパンを食する習慣をつけさせて、米よりパンの方がハイカラであるとかいうようで、パン食を中心とした食生活に他の民族を転換せしめれば、いわゆる農業国としてのアメリカの利益にかなうわけでありまして、

な。ある意味では、食についても、戦略的な思考も我が国には必要かと存じます。

その意味で、再度、大臣が先ほどいろいろ、この基本法にそういうことが書いてあるわけでありまして、今、中央研究諮問機関というふうなもの、の設立を構想されておられるのか、それとも、まだ少々これは検討を要して、なるほどとなればやりますよとおっしゃるのか、どういうことか、お聞きします。

○谷垣国務大臣 西村委員からちょっとおしかりを受けるかもしれませんが、食の安全ということに必要な研究分野というの極めて多岐にわたります。そして、既存の多数の研究機関にまたがっているというのが現実でございまして。それから、これは委員のお地元でもバイオの研究など非常に盛んでございまして、また私のところ、御一緒に、関西学研都市というふうなところでも重要な研究機関があるわけでありまして、そういう研究機関はリスク管理、リスク評価双方に必要な場合が大部分でございまして、行政の肥大化防止というふうなことも考えますと、今ある機関を統合して一つにやってみようというのには極めて難しいのではないかと、いうふうには考えております。まして、むしろ、それぞれの研究機関が充実していただいて、それぞれの力量を伸ばしていただくということが現時点では必要ではないかというふうに考えております。

○西村委員 行政が肥大化すれば、肥大というのは必要以上に大きくなる、動脈でも何でも、肥大化すればだめなんです。しかし、我々は国家の戦略を持たねばならない。この国家の戦略、食に対する国家の戦略を持たないものは、いかに他の分野ですぐれていても減んていかざるを得ない。北朝鮮の現実がそれを示している。したがって、国家の戦略を持って、適切な国家の運用機構を整備すべきだという観点からは検討に値するなと私は思っております。

我々が食べているのは六割は輸入だということでもあります。それから、自然農作物が来るわけではなくて、そこにいろいろな添加物があり、いろいろな農薬という薬品が付着している場合がある。さらにまた、工業製品のごく生産ラインで生み出されて我が国に運ばれる食もあるわけですね。したがって、我が国国民が口に入る、毎日入るその食を、安全かどうか、我が国に入れる生産の現場に行つて安全性を確認する、これが必要だろう。これを具体化するにはどういう体制を整える必要があるのか。現状はこれで十分やっていると私は思いませんからお聞きしますが、この安全基本法を前提にして、どういう体制を整えていけるかということについてお伺いいたします。

○谷垣国務大臣 今おっしゃいましたように、我が国の国民が食べている食料の六割は海外から入ってきているわけでありまして、そして、委員が御指摘になりましたように、工場が生産するよう大量生産そして大量消費、そしてそれはボーダレスである、しかも、今まで我々が十分に意識していなかったような科学の進展に伴う新しい手法も使われる、こういうのが我々の食を取り巻く現状であろうと思えます。

そこで、この法案の基本的な考え方は、単に口に入れる物、食品の安全性というだけではなくて、食品の生産各行程できちと安全に対する施策が講じられなければならないというものでありまして、これは、我が国の中で生産される、つくられる食品だけではなくて、いやしくも我が国に輸入されて我が国の国民の口に入る物であるならば、その意味で内外無差別、共通のものでなければならぬという思想でこの法案ができればいいわけでありまして。

しかれば、具体的にはどうするかということになりますと、現実には、我が国の行政権の及ぶ範囲というのがございまして、まずは水際、つまり検疫体制等をどうするかという問題があるわけでございます。

確保するためには国の施策というだけでは不十分である、やはり、ではこれを、例えば、日本国民の口に入れるために輸入をしようと考えている事業者等が、十分にその安全性をチェックして日本の国に入れてくるという責務を持つものだと私は思いますし、それはそれぞれの事業者において良心的に行つていただかなければならぬことだろうと思ひます。

そこで、委員の先ほどのお尋ねは、水際の体制が十分であるかということを超えまして、その前の段階まで突っ込んでいかなければならぬか、でないではないかというお話だろうと思ひますし、先ほどの御質疑の中でも、EU等は日本の食品の査察も行っているではないか、こういう御質疑もあつたところでございまして。

したがって、具体的に、どこまでできている食品の生産行程に疑義があるということになれば、当然そのリスク管理を日本国内で担当している官庁、役所が、海外の対応すると協議をして、合意を得られた場合には査察をするというふうなことも考え得るのではないかと思っております。

それから、食品衛生法の改正で、問題があるところからは輸入を停止し得るという措置もつくつていただいた。そういったような、いろいろなことを適切に活用していく必要があるのか、このように思っております。

○西村委員 それで、食品安全委員会は、具体的な海外の地域もしくは具体的な食材を指定して、関係大臣に海外での調査、査察を勧告することはできるのでしょうか。関係大臣の中にも、せっかく在外公館があるから外務省も含めてもいいんですけれども、できるのでしょうか。

○谷垣国務大臣 まず第一に、リスク管理を行うところが、情報を集めて、第一次的な応答をしていただかなければならぬんだらうと思ひます。しかし、私どもも、先ほどから御議論のように、いろいろなアンテナを広げていく必要がありますし、また、消費者の不安等、御意見があつた場合

には十分に対話をして、共通の認識をつくっていく必要があるということも申し上げたわけでありまして、そういう私どものアンテナにキャッチされて、これは看過することができないということになりましたら、そして十分な施策が講じられていないということになりましたら、それぞれのリスクを管理する省庁に勧告を行うということも、この法律の上からは考えられるところでございます。

○西村委員 先ほどの御質問でももう答えがありましたから、再度お聞きをしますが、非定期の検査はちょっとやっておりますということでもありますね。

それから、六割を占めて、六割、毎日一億二七百万の国民が食べておるわけですから、一応のいわゆる検査、安全を担保する調査を定期に実施するシステムをつくって、大体、定期にして、定期に報告をする、輸入食材に関する安全性に関する報告というようなことをやるというふうな体制を整えるというののも一つのやり方かなと思います。大臣の御見解はいかがですか。

○谷垣国務大臣 輸入食品の安全性の確保の重要性ということ、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、まず、我々が考えております手前は、第一に、輸入販売を行う事業者が必要な措置を行うということを考えておりまして、国が輸入先国についてみずから検査を行うということは、これは先ほど申し上げましたような、相手国との協議、その上に立っての査察というふうなことはあり得ますが、一般的にそういうことを制度としてつくることは難しいんではないかと思っております。

それから、先ほど、食品衛生法違反が相当数発見された場合には輸入禁止ということと可能とする措置が昨年の改正で盛り込まれて、検査、検疫の人員体制の拡充といった措置の強化に努めているところでございます。それから、この国会に提出されております食品衛生法の改正法案では、厚生労働大臣が輸入食品監視指導計画というものをつくって、輸入食品に対する検査を計画的

に実施することという法律が提出されておりますので、これが、国会で通していただきましたら、まずその運用のよろしきを図っていただくということでないかと思っております。

○西村委員 よろしくお願いいたします。

それで、この法律にある消費者の役割ということに質問を移しますけれども、消費者、我々ですね、この基本法ができてどうなるのかというふうなことについて、少々細かくなくても結構ですから、御説明いただきたいんです。

三つぐらい、ちよつとまとめてお聞きしますが、安全性の施策について、消費者が意見を表明するように努める、その意見を受信する機関はどこであるのかということですね。それから、消費者の意見を受信した各機関は、いかなる対応を消費者に打ち返すことになるのか。それから、消費者という、食べる、末端から寄せられる意見が滞りなくリスク評価や安全性の施策に反映させることをいかにして担保されていくかとしているのか。この三つについて、概略、御説明いただきたいと存じます。

○谷垣国務大臣 まず私から、消費者からの意見が反映されることをどう担保するかというのを、お答えさせていただきます。あとの二点については、プロセスにつきましては政府参考人から答弁をさせていただきます。この法案では、国または地方公共団体は、関係者相互間の情報及び意見の交換、いわゆるリスクコミュニケーションですが、この促進を図るために必要な措置を講ずるというふうに規定しております。

それで、具体的な実施方法として、まず第一に考えておりますのは、ネット時代でございますから、ホームページを活用するなどして、まずわかりやすく施策、リスク評価を説明していくという努力が大事だろうと思っております。そして、国民からの意見も幅広く受け付けるということにしたいです。それから二番目に、ネットだけではなく、中央

及び地方において、説明会であるとか意見交換会というのを積極的に開催していく、それから、専門調査会の中の専門委員として消費者の意見を代表していただける方に入っていくと、参加していただくといったようなことで、消費者の意見を施策の策定過程に反映させていくということを考えております。

それから、食品安全委員会では、自分を実施する意見交換会などを通じて寄せられたものだけじゃなくて、農水省や厚生労働省、リスク管理機関、あるいは消費者行政を担当している部局を経由して寄せられた意見等に対しても、可能な限り速やかに委員会検討していく。

そこで、先ほど申し上げましたけれども、この食品の安全性のチェックは大丈夫なのかというような御懸念。いろいろなデータ、現在でも山のように寄せられておりますので、どういう手順でそれをききと評価の対象にのせて実施していくかということが大事でございますので、その担当する専門調査会というのを委員会の下につくりまして、ここで具体的に立てていかなきゃいけない。まず、このあたりに、新しい委員会ができたのできばえが問われますので、できましたら、この年間計画を立てて、どういうふうに行っていくかというところに十分意を用いて、消費者の意見がよく反映されているということを評価していただくように努めたいと思っております。

○小川政府参考人 大臣から御答弁したところと重複があるかもしれませんが、まず、消費者が提出してきます意見、表明した意見の受け取り手でございますけれども、国それから地方公共団体といった関係機関がそれを受け取るわけでございます。国の場合は、リスク評価を担当いたします食品安全委員会、それから厚生労働省、農林水産省といったリスク管理機関、これが該当いたします。こういった関係機関が、いわゆるこの基本法に基づきまして、消費者を含めた関係者相互間の情報や意見の交換をするリスクコミュニケーションを一生懸命やろうということになってござ

います。

したがって、情報あるいは意見の交換でございますから、双方向でございますので、受け取った消費者の意見等に対しては、それを受け取った側の機関の方が対応するということが双方向のみであります。したがって、積極的にそれに対応していくということになるかと思っております。

先ほど大臣がおっしゃいましたように、それを受け取ってどうするかというところは、先ほどの御答弁のとおりだと思います。

○西村委員 ありがとうございます。

○佐々木委員長 以上で西村眞悟君の質疑は終了いたしました。

次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

私、二週間前に質問いたしましたときに、消費者の役割ではなく権利というものを考えることの大事なことで、それから予防原則の問題、また輸入食品の残留農薬の検査体制や安全を脅かすおそれのある食品の輸入禁止措置など、やはり食品の安全を保障する政府の義務、責務、役割というものの、それを議論いたしました。

きょうは、それに引き続いて、最初にまず第十二条にかかわっていきなさいと思うんですが、施策の策定に当たっては、その他の事情を考慮すると規定しているわけですね。このその他の事情について谷垣大臣は、「社会的・経済的事情や国際貿易ルールとの整合性といったさまざまな事情が対象となると考えておりますが、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識に立って、健康への悪影響を防止、抑止するという規定の趣旨に即して考慮されることになる」と答弁されたわけですね。

そこで、確認しておきたいんですが、規制緩和、行革だといって検査が後退するようなことになってはいけませんし、日米関係重視ということでもって、アグリビジネスの圧力がかかって、その結果、食品安全のリスク評価が後退させられると

いうふうなことになるってはいけなく考えるものですが、まず最初に、この点について大臣の考えというものを聞いておきたいと思ひます。

○谷垣国務大臣 十二条は、食品健康影響評価を行つて、その結果に基づいて安全に関する施策が立てられなければならないというものです。その中に、今委員が御指摘になりましたように、「国民の食生活の状況その他の事情」という文言が入っているわけでありまふ。

これは、客観的、科学的に行われなければならない食品健康影響評価でありまふが、その結果に基づいて施策が行われることを原則としながら、国民の食生活の実態とか施策の有用性などを総合的に考慮して、国民の健康への悪影響を防止、抑制する最も適切な行政的対応を選択しなまふやならぬというリスク管理のあり方を示した規定でありまふ。

そこで、その他の事情の具体的内容は、この前も御答弁したかと思ひますが、国民全体としての、あるいは地域、年齢、特定の健康状態などに着目した集団ごとの食品の摂取の状況、食習慣とか食文化などです。そういうものを、それから、施策を実施した場合に想定される費用や効果、技術的実現可能性、それから、国際貿易ルールとの整合性、こういうさまざまな事情が該当するものというふうな考へております。

しかし、いずれにしても、これはリスク管理を行う場合にそういうことを考慮に入れる必要があるということでありまふけれども、現実にはリスク管理を行う各省におかれては、規格、基準の設定などの行政的対応をとるに際しましては、国民の健康保護が最も重要であるという基本的認識に立つて、健康の悪影響を防止、抑制するというこの法案の趣旨が実現されるように、そういう方向でこういう事情が考慮される、こういうふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○吉井委員 現実には、アグリビジネスの圧力であるとか、あるいは日本の大商社などが今開発輸入で、海外で農産物をつくつて持ち帰ってくる、

その中に、残留農薬の問題、その他さまざまな問題があるわけですが、それを、まずその基準を設定する段階からその圧力によつて後退をするとかそういうことが現実に出ておりますから、現場の現実の状況からすると、非常にこれは、その他の事情を考慮するということでもつて、こちらが考慮されてしまふと、食品安全のリスク評価自体が後退してしまふということになりますので、私はそういうことになつてはならないということを申し上げまして、次に財政措置について伺つておきたいんです。

実際に食品安全対策を具体化する場合には、高いコストがやはりかかるんですね。これはこの前も話したかと思ひますが、実は、私も、もともと都会の人間という言い方がいか悪いかは別として、ずっと都会育ち、暮らしてきましたが、大阪の方へ移つてから、実は農家の方の御協力をいただいて、畑を借りて有機栽培をしたことがありますが、なかなか大変なことですよ。まず堆肥をどうするか。それで、農家から牛ふん、馬ふんを十分発酵させたのをいただくんですが、しかし、今日、その牛にしても、輸入飼料の中に残留農薬なんかの問題がやはりあるわけですね。

いずれにしても、それを発酵させたものを使ひますと随分育ちはいいんですが、そのかわり雑草がまた非常によく生えるものだから、これは大量生産なんというふうなことを野菜なんかをつくるるとき考え出したら、それはまあ、基準はともかくとして除草剤をとつていくと走つていくといふ、そういうのと、安く入ってくるものとなかなか対抗できないという問題が出てくるわけですね。

ですから、有機農法で本当に安全なものをつくるというのはなかなか大変です。また、虫の方は安全なものをはよく知つてゐるんですよ。だから、そういう有機でやつてゐるところにはよく虫がつくんですね。これは農薬を使ひませんから、青虫を一匹一匹とるのはなかなか大変なことであつて、私もやつてみて、有機農法でやるという

のはどんなに大変なことかと。

一般には有機ということ、この間もお話ししました私の近くの赤坂のスーパーでも、減農薬であつて本場の有機とはなかなか言えないんです。が、しかし、それでも食べないことは生きていけませんから、それだけに、本当にこの食品安全対策を具体化しようと思つたらやはり高いコストがかかる。これは現実の問題としてあるわけなんです。そのコスト負担を農業者や中小業者に全面的に負わせるとなると、これは経営困難に陥るといふ問題があります。中小業者の方は、食品加工の分野ですが、それは、ひいては適切な食品安全対策がとられないという可能性も出てくるわけなんです。

そこで、この第四条について、国は食品供給行程の食品安全性確保が適切に行われるように必要な財政及び行政上の支援をしなければいけないといふ、やはりそういう一文を加えるなどして、本当に国の財政面での責任を明確にする。財政面、行政面での支援というものをきちつとやはり考えていかないと、現実には、幾ら基本法をつくつても、なかなかそう簡単にはいかない、これが現実だと思ふんですが、この点についての国の財政、行政面での支援とか責任の明確化について、大臣のお考えを伺つておきたいと思ひます。

○谷垣国務大臣 一般に政策を立てて実行していこうと思へば、財政的な裏づけがなければ、ないそでは振れないということになつてしまふわけでございますから、この基本法をつくるに当たりまして、この十条が入つたという意味は、私は大きいものだろうというふうな考へております。ここに「必要な法制上又は財政上の措置」、こういうふうに書いてございまして、この意味は大きいと思ひます。

一般的に基本法と言われるものにはこのような規定が入つてゐることが一般でございましてけれども、これも、そういう重要な政策分野について、基本法をつくるんだから、やはり国は責任を持つて、ということをは明らかにしたものだと思ひます。現

実は毎年の予算措置ということになるわけですから、また国会の御協力を得て、我々もいふ予算をつくつていくということに努力をしなければならぬと思ひますし、財務当局にはまた格段のお願いをしなければならぬことがあるかと思つております。

○吉井委員 現実がなかなかそこは追いついていないということを見ておかなまふいけなく思ひます。

次に、本法案提出のきつかけとなつたBSE問題の教訓は、産業振興と食品安全の両方の権限を有してゐた農水省が産業振興を優先させ、食品安全に対するWHOの勧告を無視した点にあります。また、農水省と厚生労働省の縦割り行政が、食品安全確保に当たつて連携性がとれず、障害になつた。

この教訓からいへば、食品安全委員会を産業振興の省からやはり分離した、こういうことは評価できるとして、委員会は国家行政組織法第八条を根拠としており、同法三条を根拠とする公正取引委員会などと比較して、この点で独立性が弱い。各方面から委員会の独立性について懸念の音が表明されてゐるわけですが、この委員会の独立性というものをどのように担保していくのか、これも大臣に伺つておきたいと思ひます。

○谷垣国務大臣 これは、委員がおつちやつていただきましたけれども、農水省、厚生省等から分離をして、内閣府のもとに独立の機関を置いたということがまず第一の独立の担保でございますし、それから委員につきましては、その分野の卓越した専門家に集まつていただいて、科学的知見に基づいたきつとした判断をやつていただく、しかも常勤の委員に關しては、一定の場合でなければ兼任が許されないというような措置がございまして、そういう措置とあわせて、判断の独立性が担保できるというふうな考へております。

また、委員は、三条委員会、八条委員会ということをは言われまふけれども、三条委員会というものは、私も、先ほどもどなたかに御答弁を申し上げ

けて、行政法等に余り詳しくございませんので、やや生兵法のところもございしますが、三条委員会の場合は、そこで出した決定が直接国民に権利を与え、あるいは義務を課す、こういうような役割を果たす機関の場合に三条機関と。

しかし、この委員会の場合には、科学的な判断をするということが主たる目的でありまして、科学的知見に基づいて、リスク管理機関をいわばコントロールするとまで言った言い過ぎでございしますが、勧告をし、モニターをするということでありまして、国民に対する権利義務を直接創設したり課したりするわけではないという意味で八条委員会になっているわけでございまして、その意味で、独立性が乏しいというのは、私は当たらないのではないかな、こう思っております。

○吉井委員 独立性の問題で非常に大事なことは、同時に、どういう委員会メンバーを選考していくかということに、そこにもやはり問題が出てきます。科学的なリスク分析の手法という、これはそのこと自体異存があるわけじゃありませんが、ただ、科学に名をかりて、これは安全宣言機関となってしまうといけないということは、多くの人たちがやはり心配をしているところでして、ですから、委員会メンバーの人選がやはり大事なんです。

予防原則の質問をこの間もいたしました。そういう予防原則ということが入ってこない。そういう中で、リスク論を展開している国内の専門家の中には、日ごろ安全には問題がないと言っている人が結構多いということも、また多くの人たちが指摘をしたり心配しているところでもして、ですから、そういう専門家が専門家だということで委員の多数を占めてくれると、安全委員会は食の安全性を本当に保証してくれるのか、こういう問題が出てくるわけですね。安全宣言機関となってしまうたらいいわけですから。

そういう点では、これは法律ができてからの話なんです。メンバー選考については、法律上予防原則というものがなくても、非常にこの点につ

いては科学的、厳密に、またシビアに考えている人たちが入らないと、委員会はつくった——独立性の問題について、まあ大臣と私は考え方に違いがありますから、そこはこれ以上やりませんけれども、しかし、委員の選出についても、よほどそこをよく考えておかないと、独立性がないばかりか、独立させたはずが、従来のお役所の審議会だ何だというのかかわった人がそのまま入っている、と、何だ、結局変わらん人じゃないうことになりまして、この点についての考えだけはちょっと聞いておきたいと思えます。

○谷垣国務大臣 委員おっしゃるように、制度として独立的な制度とただけではなくて、その運用が真に独立機関たる名に値するかどうかというのは、一つは、それを構成する委員に人を得るかどうか、きちっと科学的知見に基づいて独立に職権を公正に行っていたら得られる方を得るかどうかということにかかってくると思えます。

それともう一つは、リスクコミュニケーションということをおっしゃるが、多くの国民、消費者に情報を公開し、共有し、認識を共通にしていくというような作業が一方であるという、この二つによって、真に独立な機関であるというゆえんを担保するということではないかなと思うんです。人選は今まだ、これから進めていかなければなりませんけれども、国会で承認をしていただく人事でございまして、国会での厳正な御批判に耐え得るものでなければならぬのは当然のことだろうと思えます。

○吉井委員 独立性とともに、今もおっしゃった、本当は消費者の参加というより権利ということではやりきちつとすべきことだと思いますが、その点からしてもメンバーの選任というものは非常に大事だということを指摘しておいて、もちろん国会同意人事ということで国会がかかわるわけですが、その点を指摘して次に移りたいと思えますが、委員会の所掌事務の問題です。

専らリスク評価、その関連に限定されていますが、関係閣僚会議において、事務方は総合的な政

策についての議論などそんなに頻繁にはないはずだ、リスク評価、食品安全政策と考えるとよいという発言があったということも、これは私も読んだことがあります。政府は、リスク評価さえすれば食品安全対策として事足りるということを考えてはいけなく私は思うんですが、これは委員会の所掌事務にも係ってきますので、その点を大臣に伺ってみたいと思えます。

○谷垣国務大臣 一番の業務が平常時における食品健康影響評価である、リスク評価であるということはおっしゃるのとおりで、これはきちっと科学的に行わなきゃならないわけでございすけれども、じゃ、それをやって事足りるかという御質問でございすが、ほかにやるべき職掌としては、食品事故など緊急時の対応ということがございすし、それからリスクコミュニケーションを実施していくということがございす。

それからさらに、リスク評価がどういうふうにある現実のリスクマネジメント、リスク管理に生かされているかということも、これは常にウォッチしていく責任があるわけでございまして、これもたびたびこの委員会でも議論させていただきましたけれども、勧告であるとかモニタリングであるとか、あるいは勧告からの今度は報告を受けるとか、さらに再勧告もあり得るといういろいろな手段を講じて、リスク評価をすればそれで事足りていくわけではない、後もしつかりフォローしていく必要があるんだということは強調をしなければならぬことだろうと思えます。

それに加えて、先ほども申し上げましたけれども、リスクコミュニケーションを重視して、国だけではなく関係の事業者、消費者あるいは自治体、こういうところと認識を共有していくということに努めなきゃならぬ、こういうことだろうと思えます。

○吉井委員 そこで、法案第二十一条の方なんですけれどもね。この基本的事項には、食品安全確保の裏づけとなる国の予算の問題、輸入食品の監視検査体制等についても含まれているのかという

こと、それから、基本事項という以上は食品安全行政全体について勧告ができる、こういうことではないのか。ここを少し確認しておきたいと思えます。

○谷垣国務大臣 今おっしゃったのは、国内のことに限らず海外もおっしゃいましたでしょうか。(吉井委員「はい。全体」と呼ぶ)

これは、いわゆるリスク評価だけではなくて、リスク管理機関が行われること全般に関しまして、まず第一にリスク管理機関で適正に権限行使してやっていただく必要がありますけれども、リスク評価機関がリスク評価をしていた目から見ても余りにも適切に行われていないという、必要があると判断すれば、当然、食品安全万般にわたって勧告をする権限がある、こういうことだろうと思えます。

○吉井委員 ですから、その裏づけとなる国の予算の問題はもとより、輸入食品の監視検査体制、万般ということではそれら全体について勧告をする、こういうことではないですか。

○谷垣国務大臣 必要があると判断すれば、それはできるわけでございす。

○吉井委員 次に、食品安全行政を確立するためには、リスク評価を行うだけじゃなしに、食品安全確保のための人員、体制、今も触れました予算の問題、トータルに審議、検討するということが不可欠だと思うんですね。そのためには、リスク評価は一部の機構として、上部機構として消費者団体代表を入れた総合的な食品安全検討機関というふうにしていくことがやはり大事だと思うんですが、この点について伺いたいと思えます。

○谷垣国務大臣 今の委員の御意見は、七人の委員の中に消費者代表を加えるべきであるという御趣旨であると思えますが、これもたびたび答弁させていただいておりますが、科学的な観点からのリスク評価ということを第一義としておりますので、そして、そこでは利害調整というようなことを任とするわけではありませんで、消費者代表であるとかあるいは生産者代表ということで入っ

ていただくことを考えているわけではございません。

しかし、専門調査会には消費者のお声も入れながら、例えば先ほどからこれも申しているところでございますが、企画専門調査会のようなところで、たくさん寄せられた、こういうところにリスク評価を行っていかうというのを、どういう手順と計画を立てて考えていくかというところときには、消費者のお声が反映するようになくとも考えなければなりませんし、いろいろなところで消費者のお声を反映させていくということは、当然考えていかなければならないことだと思えます。

○吉井委員 専門調査会ということにしてしまふんじやなくて、やはりもともと、食品の安全性確保ということ考えた場合に、輸入食品や輸入農産物、輸入飼料の検査検査の強化、それから国内の検査体制の強化ということが必要不可欠でありますし、そのための人員とか体制とか検査機器とか予算の抜本的強化が求められるわけでありまして、ですから、何かリスク評価の部分、あるいは専門的な検討というところだけじゃないに、やはりこの問題というのはトータルに考えていかなきゃいけないわけですから、そうした全体としての抜本的強化、そのことを抜きに、単にリスク評価だけ行つておれば食品の安全性が確保されるという、これでは非常に不十分なわけですね。

ですから、ある専門の分野で検討してもらうのに消費者の方、代表も参加してもらつてということだけじゃないに、これはやはり委員会として、消費者代表を含めてきちんと構成をしていく。やはりそのことが非常に大事なことだと思うわけですね。改めて伺つておきます。

○谷垣国務大臣 同じ答弁の繰り返しになって恐縮でございますが、委員会に関しては、それぞれの分野の科学的な専門家に結集していただくというところで構成をしていきたいと思つております。ただ、委員がある述べておられますように、消費者との対話、消費者のお考えをどう酌み取つて

いくかということとは極めて大事でございますので、専門調査会そのほかのありようとしては、十分御趣旨を体して考えていかなきゃいかぬ、こう思つております。

○吉井委員 谷垣さんは、前、科学技術庁長官もされて、あのときも科学技術委員会でも議論をしたことがありますが、原子力分野でも委員会をつくつていますね。では、専門家だけでやつてそれでうまくいくのかということ、これはかつてスリーマイル原発の事故の後、アメリカなんかはケメニー委員会を持つて、それで原発事故調査について徹底してやつたときに、むしろ原子力という分野では専門家ではない、弁護士の方、その他の方たちも含めて、やはりきちんと検討していったわけですね。

やはり委員会をつくるというときは、ある分野での専門家だけ集めればよいというものじゃなくて、この点では私は、法案で設置される食品安全委員会というのは、BSE問題調査検討委員会報告書では、リスクコミュニケーションについて、「とりわけ行政は、消費者をリスク分析のパートナーとみなし、消費者とのリスクコミュニケーションを重視し、情報の公開と提供、参加と対話を強めるべきである。」という指摘がなされているわけですが、やはり、広い角度から本場に食品の安全性の確保、食品安全を進めていく上では、消費者代表の委員会への参加が認められるべきだ、そこを本場に据えたものに考えていくべきだと思ふんですが、もう一度これは伺つておきたいと思ひます。

○谷垣国務大臣 原子力を例に出してお尋ねでございますが、かつて科学技術庁におりましたとき、専門家である先生と議論をする、あのときの戦々恐々たる気持ちを感じ出しているわけでございます。

原子力の安全の立て方はまた、あそこ長い間の経験と議論で今委員のおっしゃったような形になつていくわけでありまして、食品の場合は、従来言われておりますような、専門家の知見

が行政に反映していないということを前提としてこういう委員会を立て、リスク評価とリスク管理を分けたわけでありまして。

しかし、原子力の場合とまた若干の違い、委員を前に原子力の議論をこんなところで蒸し返すのは戦術的にも得策ではないと思ひますが、原子力の場合にはリスク評価とリスク管理を分けていないというのは、組織の立て方の違いもあるのではないかな、こんなふうには思つております。

○吉井委員 原子力について出しますと今度はそつちの方で時間があれですから、きょうはちよつとおいておきますけれども。

BSE調査検討委員会の報告書で、「リスク分析手法において、リスクコミュニケーションは重要な役割を持つており、その中において消費者の参加、消費者への情報公開・積極的な情報の提供を位置づけることが重要である。」と重ねて指摘しているわけですが、要は、リスクコミュニケーションが目標とすべき事項を見ても、これも消費者の視点抜きでは結局は実効性が担保できない。私はそういうものばかりだと思つてゐるんです。

あと一、二分になつてきましたので、では、リスクコミュニケーションで目標とすべき項目、どういうものを項目として考えておられて、その項目の中で、どの部分は消費者の視点抜きでも実効性が担保できる、あるいは逆に、この項目についてはやはり消費者の参加を求めることが大事だといふふうには、いろいろこの点では御検討もしておられると思うんですが、何でしたら、先に政府参考人の方から御答弁いただいて、その後大臣の方から答弁をいただくようにしてもいいんですけれども。

○小川政府参考人 リスクコミュニケーションの目標と消費者との関係でございます。

そもそもこのリスクコミュニケーションがリスク分析手法の中に取り入れられた背景といたしまして、審議の中でもいろいろ出ておりますけれども、食のグローバル化、あるいは新しいタイプの危害要因が出てきたということ、それから、分析

技術それ自身が向上しておりまして、従来に比べて有害因子が微量であっても検出が可能になつたということがございます。そういう意味で、ゼロリスク、あるいは絶対安全な食品はないということから、そういうのが共通の認識になつてきたことが、このリスクコミュニケーションあるいはリスク分析手法の導入の背景になつたかと思ひます。

そのときに、具体的にどのレベルまでそれを管理するかということで、結局、関係者間で意見交換あるいは情報の交流をしながら、具体的にどの程度までいくんだというプロセスを積み重ねていくことが大事だろうと思ふわけでありまして。そのときに、やはりバックになりますのは科学的なリスク評価、それがベースになりまして事が発出していくんだらうと思ひます。

そういう意味で、先ほど来大臣御答弁されておりますように、評価の部分が委員会の主たる役割でございますので、そのところにつきましましては科学的なプロセスということで整理をさせていただきまして、委員会のそういった活動を支援するいろいろな分野、リスクコミュニケーションも含めて、そこでは消費者あるいは関係事業者の方も入つて、科学的なリスク評価というものをきちつと具体的に生かすような形で進めていくように、専門調査会には関係者の方々にも広く入つていただこう、そういうふうには考えているわけでございます。

○谷垣国務大臣 今、どのような分野でリスクコミュニケーションを行つて、場合によつては、その分野では消費者が要らないような場合があるのかどうかというお問いかけがございました。

私は、実は細かに詰めて考えているわけではありませんが、正確を欠くかもしれませんが、リスクコミュニケーションの場合に、消費者を抜きにしたリスクコミュニケーションというのが存在するとは、ちよつと考えるにいいですね。もつと細かに詰めていけばあるいはあるのかもしれません。大きく言つた場合には、消費者抜きのリスク

コミュニケーションというのは、ないのではない

か。先ほど政府参考人が申し上げたような大きな流れを前提にして、消費者、また生産に与する、供給に与するような事業者、それから行政側に立つ者、こういう者の間において対話をする、情報も共有する。そして、これは立場が違う場合がありま

す。吉井委員 もちろん、私も専門家の御意見とか

同時に、消費者の参加という点では、リスクコミュニケーションで目標とすべき項目としてお考えになっておられるのを見ても、リスク分析過程で検討されている問題の、すべての参加者による関心と理解の促進とか、すべての参加者間の関係強化と相互の尊重の促進とか、もう時間がありませんから触れませんが、食品安全問題について、利害関係者がどのような知識・態度・価値観・習慣・認識を持っているかについての情報交換、まさにそこに消費者代表の参加ということが非常に大事な問題を持ってまいりますので、そのことを考えるべきだ、このことを指摘いたしまして、時間が参りましたので、質問を終わりたいと思います。

佐々木委員長 以上で吉井英勝君の質疑は終了いたしました。

北川委員 社民党・市民連合の北川れん子です。きょうは、再度確認をするという意味で質問を

行わせていただきたいと思っています。

第二十三条では、食品安全委員会は「自ら食品健康影響評価を行うこと。」になっているが、この「自ら」という形容は、どういう意味を持つているのでしょうか。この「自ら」を削除した場合、行政府に何か問題が出てくるのか、お答えください。

谷垣国務大臣 健康評価を行う二つの場合が書いてございまして、一つは、リスク管理を行う機関から要求される場合、これを調べてくれと。もう一つ、「自ら」と書いてあるのは、いろいろな委員会のアンテナを張っておって、これは調べないな、食品の安全が確保できないなとみずから判断した場合には、みずから乗り出す、こういう意味でございまして、これは削っていただかない方がいいんじゃないかというふうに思っています。

北川委員 今の御答弁は、関係大臣からの諮問がなくても食品安全委員会が評価を行うことができる。もし「自ら」という言葉がなければ、諮問がなければ安全委員会は動けないことになるということですね。

そうすると、この「自ら」が入っているがゆえに、一消費者や被害者の声にもこたえることができるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

谷垣国務大臣 そういうことであります。リスクコミュニケーションということを言い、消費者も積極的に意見を述べてくれということを申し上げておまして、そういうことをやはり耳を長くして食品安全委員会は受けとめなきゃいけない。それで、受けとめる必要があると思つたときはみずから手を挙げる、乗り出していくということではないかと思ひます。

北川委員 ぜひ、小さな声にも耳を傾けていただける、そういう安全委員会であっていただくるように、システムづくりに励んでいただきたいと思っています。

次に、食品安全委員会の仕事は、検査や試験データなど書面による影響評価を行うことだけだというふうに確認してよろしいでしょうか。

谷垣国務大臣 書面ということをおっしゃいましたけれども、委員会が行うリスク評価は、通常、リスク管理機関から提出されたデータとか、科学文献情報とか、国の内外の研究機関や、あるいは国際機関の報告書ということもあると思います。そういうようなものを資料として行われるということを想定しておるわけです。それで、そういう提出されたデータの信頼性、妥当性は、分野の専門家に集まっていたらいい、その英知でもってやっていただくということでもあります。

それから、今おっしゃった趣旨は、自分ではやらないのかという御趣旨が含まれていたのかないかと思いますが、必要な調査研究を独自に外部に発注したりするための予算措置、毒性試験等、こういうことも予算措置もっておりますので、必要があればできるということになっております。

北川委員 大臣、次の質問までお答えいただきたいんですが、結局、検査機関は持たないけれども、委託などで必要な情報を集めることはできるというお答えだというふうに理解したいと思っています。

それで、その前の質問なんですけれども、結局、二十五条に権能が書いてあるんですけれども、この間、私も議論してまいりましたけれども、生のデータ、素のデータの提出命令をかける権限や調査能力、立ち入り権限、そういうものを持たせないことには、やはり書面だけというふうに、動かない食品安全委員会、そういう形容で申し上げたらよろしいのでしょうか、外に出ない食品安全委員会といえますか、そういうふうにも見えるんですけれども、その辺などはいかがでいらつしやいますでしょうか。

谷垣国務大臣 国民といいますか事業者といいますが、関係するところに直接入って行って、立入検査とか、資料を出さない場合には集めてくるというふうな、いわば強制的な権限を委員会に持たせよ、持たせたらどうかという御趣旨かと思ひ

ますけれども、これは、国の法律の立て方として、ある権利を国民というか民間に与えたり何かする場合に逆になんか強制権限を持つという立場の方がございまして、この委員会の場合には科学的に評価をするというのが主たる任務でありまして、そこで事業者が何か恩恵を与えるというようなことがありませんので、その反面として強制権限を持つというふうな立て方も難しいわけがあります。

そこで今のような立て方になっておまして、必要があれば予算措置等で民間に発注をしたりすることができるということになっておりますし、逆に、リスク管理を行う機関は、ある意味で、それはこの法律ではなくそれぞれの個別の法律ですけれども、強制的権限をお持ちの場合もありますから、そういうところを通じたデータをできるだけ我々は活用しようという形でこの法律はでき上がっているわけがあります。

北川委員 前回も、犯罪被害者といいますが、犯罪というふうな被害をみさせるかどうかというところでの議論もさせていただいたと思うんですけれども、やはりそういう権限というものがない限りは、なかなかこの担保というのは難しいのではないかと今思っています。

次の質問なんですけれども、食品安全委員会が行う影響評価の際の資料は、民間の試験データが直接安全委員会に上げられるのではなく、農林水産省や厚生労働省を経由して、そこで多少の加工をして安全委員会に上げられるのだということを確認してよろしいでしょうか。

谷垣国務大臣 関係各省を通じて、今申し上げたように、リスク管理機関から通じて出てくるということ通常の場合作して想定しております。しかし、それでは足りない、不十分だ、必要があるというふうな判断した場合には、先ほどから申し上げていることですが、毒性試験等を外部に委託発注することなどもございまして、それから、そのほか、任意にいろいろな資料をいろいろな方から提出された場合、そういうものがある意味で

知見になってくるということもあるだろうと思います。

○北川委員 今も外部というのを強調されたんですけれども、前回、やはり残留農薬安全性評価委員会や残留農薬調査会など、内部のそういう機関の運用ということにも御発言がございましたので、その辺のきつちりとした分離ということら辺を踏まえて、ぜひこれから運営の方をよろしくお願ひをしたいと思います。

次にそれがかかってくるんですけど、次の質問は、このような影響評価の手法は、農水省や厚労省が審議会を通して行ったことと同じものだというふうに私たちは受けとめております。この違いが何であり、審議会の一部の機能を食品安全委員会と称して内閣府に移すだけのように受けとめているわけですが、どうなのか。最終御答弁をいただきたいと思います。

○谷垣国務大臣 この食品安全委員会のこれから行う仕事は、従来は厚労省や農水省がやっておられたことであることは、おっしゃるとおりです。それを、一部の権限を独立させて内閣府のもとに委員会をつくらうということですが、単に移しただけじゃないか、それで何にも変わらないんじゃないかという御疑問をお持ちなんだと思いますが、それはやはり違うんですね。同じ役所の中でやっていきますのを、権限を分けて別なところを持つていきますと、縦割り行政の弊害ということが言われますが、やはりおのずからそこに緊張感が生まれてくるものだと私は思いますし、また、運営においても、そういう緊張感が出てくるものでなければ意味がないわけでございます。

それからもう一つ、この法律で、今までと違って、今までなかったわけではないと思いますが、いわゆるリスクコミュニケーションというものを重視していこうということで、要するに、先ほどから申し上げておりますような、消費者やあるいは事業者や行政にある者が、いろいろな議論をしながら意見を交換して認識を共有していく。場合によっては全然認識が一緒にならない場合もあるかもしれない

れまけんけれども、そういうプロセスを積み上げていくことが大事だという思想がございまして、やはりそれを積極的にやっていくということは、単に分離させただけじゃないか、権限をこっちに持っていっただけじゃないかという御批判を、そういう御批判は当たらないんだというためには、こっこのコミュニケーションの方をちゃんとやるということも必要だと思ふんですが、そういうことを通じて、北川委員の御懸念は払拭するように運営をしていかなきゃなりませんし、されるものと思っております。

○北川委員 外とのコミュニケーションのことを今言っていたんですが、前回も話に出したんですけども、中のコミュニケーション、中のコミュニケーションというのは、前回、ほかの委員の方が言われていたんですが、では、答弁する行政マンは、あなた、以前はこの所属でしたか、部署でしたかという御発言などもあったように、人事交流、人事の配置といったふうなものがどういふふうになっていくのかということにも根本的につながるものでありますので、内部の方も緊張関係を持ったものととして、人事交流はやはり一定程度規制をするということなどもこれからの視野に入れてぜひ御検討いただきたいと思います。

そして、次なんですけれども、安全委員会はみ

ずから研究機関を持つわけでもなく、既存の研究機関が安全委員会に直属するわけでもないということを確認してよろしいでしょうか。

○谷垣国務大臣 委員がおっしゃるように、ここが独自の研究機関を持つという体制ではありませんで、今までありました国の研究機関、それぞれのところに分かれておりますけれども、そういうものを基本的に活用しながらやっていく。もちろん、さっき申しましたように、民間等の研究機関に発注するような場合もありますけれども、そういう体制でやっていこうということです。

○北川委員 次にですが、事務局職員のことでお伺いをいたしたいと思ひます。

事務局職員五十四人は、厚生労働省、農林水産

省を中心とした各省からの出向で、食品安全委員会が食の安全を守ることに徹する職員の独自採用はしない、できる仕組みではないということを確認してよろしいでしょうか。

○谷垣国務大臣 現状では、この食品安全委員会に担当するような仕事で今まで経験のある公務員ということになりますと、おっしゃるように厚労省や農水省の人材を頼らなければならぬ面があることは、これは否定できないことです。でも、ほかから独自採用がないのかということ、これはそうではありませんで、それに限定することを考えているわけではありません。

民間の人材の能力が生かされる分野、例えば、いわゆるリスクコミュニケーションを実施していくというふうなのは、むしろ民間の方々の方にノウハウがあるのではないかと。あるいは、科学的な文献の調査とか、消費者や事業者からの情報の収集、整理といった分野でも、役所の出身よりも民間の御出身の方がよくできる場合が多いのだらうと思ふんですね。ですから、例えば技術的のほうといたったような方を考えますと、幅広くやはり募集をする、場合によると公募というふうなこともあっていいのではないかなと思います。

ここからはまだ、私、ちょっと今公募もいじやないかなんて答弁しましたけれども、やはり現実はまだ検討中でございますので、そういうこともあわせて検討していったらどうかというふうにお答えさせていただきます。

○北川委員 昨日確認させていただいたときは、検討というお言葉だけであって、公募は回答の中には入っていないので、今公募を入れていた

だきまして本当にありがとうございます。

ただ、学校現場での民間校長の登用のときに、かなりの苦悩を、重圧を感じられてという出来事なども紹介されているように、やはり民間からの公募といつてもなかなか簡単ではないというところは、その方面からもよくわかります。やはり行政府というのは独特の雰囲気とか空気を持ったところでありますので、ぜひ本当に純粋な民間の

方が自然に交流できるような公募のあり方をめぐらせていただきたいというふうに思っております。

そして、どの委員の方もおっしゃっているんですけども、次は、安全委員会七人のメンバーの中には消費者代表や生産者代表は入れないことを確認してよろしいのでしょうか。

○谷垣国務大臣 入れないことを確認というふうな委員から御質問をいただくとは想像しておりませんでしたけれども、確かに、委員がおっしゃるように、科学的な判断を旨とするこの委員は、生産者、消費者というふうなことも、科学的な判断をされる方を中心として人選していくということと考えております。

○北川委員 きょうはそのとおりとお答えいただいていたんですけども、ぜひ本当に、どの委員の方からも御発言がありましたので、この分野のことを積極的に御検討いただくようお願いしたいと思ひます。

次、第二十四条に関連してですが、安全性の基準、規格の設定、変更、改廃を行う場合、関係各大臣は食品安全委員会に意見を聞かなければならないことになっているが、基準、規格の設定、変更、改廃の作業を行うのは関係省庁だということを確認していいか。

また、安全委員会がADIなどの基準の基礎となる安全性を評価するための基礎資料は、当該省庁が作成すると確認してよろしいでしょうか。

○谷垣国務大臣 農業の登録といった事業者からの申請による場合は申請者がデータをつくって、そのほかの場合は、食品安全委員会の意見を聞くとする、食品安全委員会に判断してくれと意見を聞いてくる役所がデータを作成されるということとだろうと思ひます。

それから、先ほどおっしゃった、食品安全委員会がみずからやる場合、食品健康影響評価を自分でやる、こういう場合や申請者や関係各省からのデータでは不十分な場合など必要があると判断した場合は、先ほどから言っておりますけれども、

次は人が食べても安全な基準というとき、これは健康と命という問題にもつながるわけですが、人というのは具体的にどのような人を想定して基準が決められているのでしょうか。町のバリアフリーのときは、主に健康な成人男性を基準にほとんど町がつくられていることがそうではない人に負担がかかるということでバリアフリーの概念が出てきたとも言われていますが、例えば人の想定を、乳幼児なのか、妊娠婦なのか、高齢者なのか、そして先ほど言いました一般成人なのか、そして多少は性別、男性、女性、そういうことも含めてなんですが、人を大体どういうふうに想定しているのでしょうか教えてください。

○北川委員 BSEの教訓ということになると思うんですけども。

次は、食衛法第六条は添加物などの販売などの禁止の規定であります。食品安全委員会、人

策に不十分な面があるというような場合には、安全委員会から具体的にこういう施策をしないという勧告をすることもあり得ます。

○北川委員 その際の、勧告をする際のデータが

もいけませんから、最終的には裁判所が判断されることだと思います。(発言する者あり)

○北川委員　そうですね。今、政治責任というお声もいただいたんですけれども、今の大臣の答弁

だと、だれも責任をとらないというようにも聞こえます。

それで、やはり行政の継続性という問題もあり、十年後か二十年後、そういう事態になったときにも、遡及してやはりその管轄であった継続の省庁が責任をとる。食品安全委員会がそのとき続いているならば、食品安全庁になっているかも知れませんけれども、とる。そういうところまで高めていただきたいというふうに思います。

次は、合成化学農業や遺伝子組み換え作物・食品、食品添加物の使用を削減し……

○佐々木委員長 北川君、時間が来ておりますので、簡単に。

○北川委員 はい。

有機農業を振興していくという、食の安全にとつても最も根本的なことはこの法案の対象外だということを確認してよろしいでしょうか。

○谷垣国務大臣 何か、確認してよろしいかとさつきから聞かれますと、あたかも北川委員が当然そういうものは省けとおっしゃっているようなふうに聞こえるんですね。でも、北川委員の本当のお気持ちとはちょっと違うかもしれません。

この法案は食品全般を対象としておりますので、科学的評価を行って、そのもとで行政を進めていくということが眼目でありまして、今委員がおっしゃったことは、直接この法案の目的の中には入ってこないというふうに私は考えております。

○北川委員 時間が参りました。

解釈をめぐって、五年、十年という時間の経過というものが有りますものだから、きょうはこういう形での質問をとらせていただきました。またよろしく願います。

○佐々木委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○佐々木委員長 この際、本案に対し、小野晋也

君外四名及び吉井英勝君から、それぞれ修正案が提出されております。

提出者から順次趣旨の説明を聴取いたします。中沢健次君。

食品安全基本法案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○中沢委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、保守新党を代表して、食品安全基本法案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

食品安全基本法案は、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めようとするものであります。以下、以下の点について、さらに充実させる必要があると考えます。

まず、法案では、その第四条において、農林水産物の生産から食品の販売に至る流れを一連の食品供給の行程としてとらえるとともに、この中のあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、食品の安全性の確保のための措置がこの行程の各段階において適切に講じられることを求めています。

我が国の国民が食する食料の少なからぬ量が輸入であり、また、BSEの発生原因が海外からの輸入肉骨粉である可能性が否定できないことなどから、国産・輸入品を問わず、安全性の確保措置が適切にとられるという事を明らかにする必要があります。

また、今回、食品安全の分野にリスク分析手法の考え方を導入し、リスク評価を行う食品安全委員会を新たに設置することとしておりますが、リスク管理については、厚生労働省と農林水産省が担当することとなっております。縦割りの弊害の解消が十分になされるかどうか、法律の施行の状

況について適宜検討を加え、所要の措置を講じていく必要があると考えています。

こうしたことから、基本法案をより実のあるものとし、国民に対し安全で安心な食品等の供給がされるよう、修正案を提出した次第であります。修正案は、お手元に配付したとおりでございます。

以下、その概要を申し上げます。

第一点は、食品供給行程の各段階における適切な措置について規定する第四条等について、「食品供給の行程」を「国の内外における食品供給の行程」に改め、国産・輸入品を問わず、安全性の確保措置が適切にとられるべきことを法文に明記することとしております。

第二点は、政府は、食品の安全性の確保を図るための諸施策に関する国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする規定を附則に新たに設けることとしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。（拍手）

○佐々木委員長 次に、吉井英勝君。

食品安全基本法案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○吉井委員 私は、ただいま議題となっておりま

す食品安全基本法案に対する日本共産党の修正案の趣旨を説明いたします。

修正案は、今お手元に配付いたしております案文のとおりでございます。

政府提出法案は、食品の安全性を確保する上で、リスク評価手法の導入、食品安全委員会の設置など、改善的な措置が盛り込まれています。

しかし、消費者の権利、輸入食品の安全性確保、食品安全委員会が専らリスク評価に限定されてい

るなど、不十分な点もあります。本修正案は政府案の不十分な点を是正する立場から提出するものであります。

次に、修正案の概要を御説明いたします。

第一は、食品の安全性の確保に関する消費者の権利の保障を明記するものです。

食品の安全性確保は、消費者の合理的な選択を可能にする十分な情報の提供を行うとともに、食品の安全性確保に関する施策策定への消費者の参画の機会を保障することにより、消費者が積極的に安全な食生活の実現を図ることができるようになることを旨として行わなければならないものとしたします。

第二は、食品安全委員会を、専らリスク審査を行う機関から、食品安全行政全体について勧告や意見ができるように権限を拡充し、消費者代表が委員に参加できるようにいたします。

第三は、リスク評価による科学的手法によつても科学的評価が未確定な物質について、評価が確定するまで使用を中止する予防原則を規定します。

第四は、食品の安全性確保の施策策定に当たつての補強についてです。

その一は、食品等の輸入の状況及び国民の食生活に及ぼす影響にかんがみ、輸入される食品等の安全性を確保するための体制の強化などを講ずることです。

その二は、中小企業者及び中小規模の農林水産業者などの食品関連事業者への必要な資金あつせん、技術的な助言など、特別の配慮がなされなければならないことです。

その三は、有機農業など環境と調和のとれた農業生産を推進することです。

以上が、日本共産党の修正案の提案理由及びその概要でございます。

何とぞ委員各位の御賛同を賜らんことをお願いし、修正案の趣旨説明を終わります。

○佐々木委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○佐々木委員長 これより原案及び両修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。遠藤和良君。

○遠藤和良委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党及び保守新党を代表いたしまして、ただいま議題となりました自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党及び保守新党の五党提出の共同修正案及び修正部分を除く政府原案に賛成の立場から討論を行います。

国民の食生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、一昨年のBSEの発生を初めとして、食品の安全にかかわる問題が相次いで発生し、食品の安全性の確保に対する国民の関心は、従来にも増して高まっております。

こうした中で、食品の安全性の確保を国民の目に見える形で築いていくためには、共通の理念や方針に基づき、関係施策を総合的、統一的に実施していくとともに、わけても、今や世界的な潮流となっているリスク分析手法を導入していくことが重要となっております。

食品安全基本法案は、こうした問題意識に立つて、食品の安全性の確保に関し、基本理念を確立し、関係者の責務や役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進しようというものであります。

また、その一環として、食品安全行政にリスク分析手法を導入するとともに、リスク管理機関から独立してリスク評価等を行う機関として、内閣府に食品安全委員会を設置するものであります。

このように、食品安全基本法案は、食品の安全性の確保という重要な政策分野における我が国初の基本法となるものであり、国民が日々口にする食品の安全性を確保していく上で、大変意義のあるものと考えられるものであります。

次に、五党提出の修正案は、「食品供給の行程」を「国の内外における食品供給の行程」に改める

とともに、法律の施行状況について適宜検討を加え、必要に応じて所要の措置を講ずるべき旨を定めるものであります。

これらの修正は、国産・輸入品を問わず、適切な措置を講じることの重要性を明確にするとともに、法の制定に安住することなく、その施行状況を注視し、必要な検討を加えていくというものであり、適切かつ妥当なものと考えます。

以上の理由により、修正案に賛成の意を表するものであり、さきに述べた修正部分を除く政府原案とあわせ、一日も早くこの法案が成立し、食品安全委員会が早期に設立されるとともに、国民の健康の保護を最優先とする食品安全行政が確立されることを強く希望します。

以上、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党及び保守新党を代表しての討論を終わります。（拍手）

○佐々木委員長 次に、北川れん子君。

○北川委員 社民党・市民連合の北川れん子です。

私は、提案されている食品安全基本法案並びに両修正案に反対する立場で討論を行います。

まず、その前に、食の安全、安心を確立するためにかかわってこれた多くの皆様方のこれまでの御努力に対し、心から敬意をあらわすものであります。

社民党は、この間の審議を通して、食品安全基本法案の問題点を明らかにしてきました。しかし、なお幾つかの懸念が解消されないまま残りました。消費者、国民の権利、参加する権利の明記がなく、地方自治体へ責任を押しつけている形となっております。

この法案に反対する第一の理由は、設置される食品安全委員会が、果たして、言われるように独立性を担保されたものになるのでしょうか、懸念が残るからであります。

食品安全委員会は「自ら食品健康影響評価を行う」と、わざわざ「自ら」という形容までつけ加えられているのですが、果たして、安全委員会は

みずから主体的に影響評価を行えるシステムづくりをすることになるのでしょうか。審議過程を聞いていると、そのようなシステムになっていくとは思えません。この法案が成立してから数年後、行政府の皆さんが、この「自ら」という表現を具体化し、消費者、国民の前で積極的に説明されるのを心底期待しております。

第二の理由は、食の安全というからには、やはり自然の摂理を大切に生産現場の推進、拡大を国が方針として打ち出すべきだと考えるからです。

もちろん、この法案がそのような趣旨に重きを置いたものでないと言われるのかもしれませんが、消費者の最も懸念している合成化学農薬や、遺伝子組み換え作物、食品添加物などを削減していく方向くらいは明記できたと確信します。この機会を逃せば、食と農システムの根本問題は社会に提起されず、食と農システムの見直しの好機を逃したことになる、とても残念であります。

第三の理由は、行政が消費者や生産者と連携して食の安全を確立していくという視点を法案に盛り込むべきだと考えるからです。

厚労省や農水省の認可していない遺伝子組み換え作物トウモロコシ、スターリンクが日常食品に混入していることを最初に検査し、発表したのは、消費者団体でした。残念ながら、行政ではなかったのです。食の安全確保は、政府も認めているように、行政だけでなくできません。消費者団体や生産者団体と連携し、食の安全についての情報や予防措置対策などを盛り込み、幅広く意見を求め、国の施策に反映していくべきだと考えます。

以上、この法案が所期の目的を果たすことを期待しながら、私の反対討論を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○佐々木委員長 これにて討論は終局いたしました。

○佐々木委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、食品安全基本法案及びこれに対する両修正案について採決いたします。

まず、吉井英勝君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、小野晋也君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○佐々木委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、小野晋也君外四名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。小野晋也君。

○小野委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党及び保守新党の各会派を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

食品安全基本法案に対する附帯決議（案）
政府は、本法施行に当たり、食品の安全性の確保に万全を期するよう、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 いわゆるリスクコミュニケーションの実施に当たっては、施策の策定の基礎となる資料についても幅広く公表し、関係者相互間の情報及び意見の交換が建設的に行われることと

なるよう、十分に配慮するものとする。

二 いわゆるトレーサビリティ・システムについて、食品の生産・流通の実態を踏まえつつ、技術的、経済的等の観点から、調査・研究を進めるとともに、食品の生産・流通過程の追跡・溯及ができるよう、その推進を図るものとする。

三 食品の安全性の確保に関する規制については、より効率的かつ実効性のある規制とするよう努めること。

四 食品安全委員会は、運営の透明性の確保や国民への情報提供の観点から、会議を原則として公開するとともに、業務の実施状況に関し機動的かつ柔軟に報告書等を取りまとめ、公表するものとする。

五 食品安全委員会に設置される予定の企画及びリスクコミュニケーションに関する専門調査会には、消費者の意見を代表する者が参加できるようにすること。

六 食品安全委員会が行う食品健康影響評価に係る年間計画の作成に当たっては、消費者、食品関連事業者等の意見に十分配慮すること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)

○佐々木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、政府から発言を求められておりますので、これを許します。谷垣国務大臣。

○谷垣国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○佐々木委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐々木委員長 次に、内閣提出、自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。谷垣国家公安委員会委員長。

自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○谷垣国務大臣 ただいま議題となりました自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、特殊法人等改革基本法に基づき平成十三年十二月に策定された特殊法人等整理合理化計画の実施の一環として、自動車安全運転センターを民間法人化するため、政府の出資、役員の選任等に係る政府の関与の縮小等について所要の改正を行うものであります。

次に、この法律案の内容の概要につきまして御説明申し上げます。

第一は、自動車安全運転センターに対する政府の関与を最小限とするための措置を講ずるものであります。

その一は、自動車安全運転センターに対する政府の出資に関する規定を廃止するものであります。

その二は、役員の選任方法につきまして、自動車安全運転センターの自主性を尊重するため、国家公安委員会による理事長及び監事の任命制を認可制に改めるものであります。

その三は、国家公安委員会による資金計画の認可制及び財務諸表の承認制を廃止するなど、自動車安全運転センターへの政府の関与を最小限とするための改正を行うものであります。

第二は、運転免許を受けた者で自動車の運転に関し高度の技能及び知識を必要とする業務に従事するもの等に対する研修を第一の業務と位置づけるなど、自動車安全運転センターが行う各業務の位置づけを見直すものであります。

その他所要の規定の整備を行うこととしたしております。

なお、この法律は、平成十五年十月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願い申し上げます。

○佐々木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十分散会

食品安全基本法案に対する修正案 (小野晋也君外四名提出)

食品安全基本法案の一部を次のように修正する。

第四条中「一連の」の下に「国の内外における」を加える。

第十七条 (見出しを含む) 中「内外」を「国の内外」に改める。

附則に次の一条を加える。

(検討) 第八条 政府は、食品の安全性の確保を図るため

の諸施策に関する国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

食品安全基本法案に対する修正案 吉井英勝君提出

食品安全基本法案の一部を次のように修正する。

目次中「第二十一条」を「第二十四条」に、「第二十二條―第三十八條」を「第二十五條―第四十六條」に改める。

第一条中「並びに消費者の役割」を削る。

第九条を削り、第八条を第九条とする。

第七条中「食品の安全性の確保に関し」を削り、「その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた」を「食品の安全性の確保に関する」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「前三条」を「前三条から前条まで」に改め、同条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

(食品の安全性の確保に関する消費者の権利の保障)

第六条 食品の安全性の確保は、消費者に、合理的な選択を可能にする十分な情報の提供を行うとともに、食品の安全性の確保に関する施策の策定への参画の機会を保障することにより、消費者が積極的に安全な食生活の実現を図ることができるようになることを旨として、行われなければならない。

第三十八條を第四十六條とし、第三十七條を第四十五條とする。

第三十六條を削り、第三十五條を第四十一条とし、同条の次に次の三条を加える。

(食品健康影響評価専門審査会)

第四十二條 委員会に、政令で定める員数以内の審査委員で組織する食品健康影響評価専門審査会を置く。

2 食品健康影響評価専門審査会は、委員長の指示があつた場合において、食品健康影響評価に関する事項を調査審議する。

第四十三条 審査委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 審査委員は、非常勤とすることができる。

3 審査委員の任期は、二年とする。

4 審査委員は、再任されることが出来る。

第四十四条 食品健康影響評価専門審査会に、会長一人を置き、審査委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する審査委員がその職務を代理する。

第三十四条を第四十条とし、第三十条から第三十三条までを六条ずつ繰り下げる。

第二十九条第一項中「有する」を「有し、かつ、消費者の利益の保護について理解のある」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十八条を第三十四条とし、第二十七条を第三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(職権の行使)

第三十三条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

第二十六条を第三十一条とし、第二十五条を第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十条 委員会はその所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、食品関連事業者その他の関係者に対し、必要な報告、情報又は資料の提出を求めることができる。

第二十四条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(消費者等からの意見の提出等)

第二十八条 消費者、食品関連事業者等は、委員会に対し、食品の安全性の確保に関する施策の実施に関する意見を提出することができる。

2 委員会は、前項の場合において食品の安全性の確保を図るため必要があると認めるときは、食品健康影響評価を実施し、又は関係行政機関

の長に意見を述べることができる。

3 関係行政機関の長は、前項の意見を受けてとつた措置について、委員会に報告しなければならない。

第二十三条第一項第一号中「第二十一条第二項」を「第二十四条第二項又は第二十八条第二項」に改め、「内閣総理大臣」を削り、同項第二号中「次条」の下に「若しくは第二十八条第二項」を加え、同条を第二十六条とする。

第二十一条を第二十五条とする。

第二章中第二十一条を第二十四条とする。

第二十条中「配慮して」を「配慮するとともに、特に、環境と調和のとれた農業生産を推進することにより」に改め、同条を第二十三条とする。

第十九条を第二十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(輸入食品等に関する安全性の確保)

第二十一条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、現在の食品等の輸入の状況及び国民の食生活に及ぼす影響にかんがみ、輸入される食品等の安全性を確保するための体制の強化その他の必要な措置が講じられなければならない。

(食品関連事業者への支援)

第二十二条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品関連事業者が、その事業活動を行うに当たって、食品の安全性を確保するために必要な措置を適切に講ずることができ、必要資金のあっせん、技術的な助言その他の必要な措置が講じられなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、中小企業者及び中小規模の農林水産業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

第十八条を第十九条とし、第十三条から第十七条までを一条ずつ繰り下げる。

第十二条中「その他の事情」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(悪影響を未然に防止するための暫定措置)

第十三条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、第十一条第一項又は第二項の規定による食品健康影響評価の結果、食品を摂取することにより人の健康に悪影響が及ぶ可能性があると認められ、かつ、当該悪影響の発生が確実であると認められない場合においても、当該悪影響が発生したとすれば人の健康に係る重大な被害が発生するおそれがあると認められるときは、当該悪影響を未然に防止する観点から必要な措置が講じられなければならない。

2 前項の場合においては、当該措置が講じられた後相当の期間内に、当該措置に関して科学的知見に基づく検討が加えられ、その結果に基づき必要な見直し等の措置が講じられなければならない。

附則第一条中「第二十九条第一項」を「第三十五条第一項」に改める。

附則第二条中「第二十九条第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

附則第四条中「第二十四条第一項第八号」を「第二十七条第一項第八号」に改める。

附則第五条及び第六条中「第二十七条第三項」を「第三十二条第三項」に改める。

附則第七条中「第二十一条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案

自動車安全運転センター法の一部を改正する法律

自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第三十六条」に、「第四十条・第四十一条」を「(第三十七条・第三十八条)」に、「(第四十二条・第四十四条)」を「(第三十九条・第四十一条)」に、「(第四十五条・第四十八条)」を「(第四十二条・第四十五条)」に改める。

第一条中「自動車安全運転センター」の下に

「自動車の運転に関する研修及び運転免許を受けていない者に対する交通安全に関する研修の実施」を加え、「自動車の運転に関する研修の実施」を削る。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十三条第一項中「前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたとき」を「設立の認可があつたとき」に改め、同条第二項を削る。

第十四条第一項中「前条第二項」を「前条」に、「出資金の払込みがあつた」を「事務の引継ぎを受けた」に改める。

第十五条第一項第四号中「役員」の下に「の定数、任期、選任方法その他役員」を加える。

第十六条中「理事長一人、理事四人以内及び監事一人」を「理事長、理事及び監事」に改める。

第十八条から第二十一条までを次のように改める。

(役員欠格事項)

第十八条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

第十九条 センターは、役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

(役員選任及び解任)

第二十条 役員を選任及び解任は、国家公安委員会の認可を受けなければならない。

第二十一条 国家公安委員会は、役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分、定款若しくは業務方法書に違反する行為をしたとき、又はセンターの業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、センターに対し、期間を指

定して、その役員を解任すべきことを命ずることとができる。

2 国家公安委員会は、役員が第十八条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つた場合においてセンターがその役員を解任しないとき、又はセンターが前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

第二十九条第一項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第一号、第二号及び前号に掲げる業務に係る成果の普及を行うこと。

第二十九条第一項中第四号を削り、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 運転免許を受けた者で自動車の運転に関し高度の技能及び知識を必要とする業務に従事するもの又は運転免許を受けた青少年に対し、その業務の態様に応じて必要とされ、又はその資質の向上を図るために必要とされる自動車の運転に関する研修を実施すること。

二 運転免許を受けていない者のうち十六歳に満たないものに対し、道路における交通の安全に関する研修を実施すること。

第二十九条第二項中「前項第七号」を「前項第九号」に改め、同条第三項中「第一項第一号から第三号まで」を「第一項第三号から第五号まで」に改める。

第三十一条中「第二十九条第一項第一号から第三号まで」を「第二十九条第一項第三号から第五号まで」に改める。

第三十三条中「事業計画及び資金計画」を「及び事業計画」に改める。

第三十四条第一項中「提出して、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改める。

第三十五条及び第三十六条を削り、第三十七条を第三十五条とし、第三十八条を削り、第三十九

条を第三十六条とする。

第六章中第四十条を第三十七条とし、第四十一条を第三十八条とする。

第七章中第四十二条を第三十九条とする。

第四十三条に次の一項を加える。

2 センターが解散した場合において、残余財産があるときは、当該残余財産は、国に帰属する。

第四十三条を第四十条とする。

第四十四条第一項中「第三十七条又は第三十九条」を「第三十五条」に改め、同条第二項中「次の場合には」を「第三十三条又は第三十五条の規定による認可をしようとするときは」に改め、同項各号を削り、同条を第四十一条とする。

第四十五条中「十万円」を「百万円」に改め、第八章中同条を第四十二条とする。

第四十六条中「第四十一条第一項」を「第三十八条第一項」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十七条中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第四号中「第四十条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十八条中「一万円」を「十万円」に改め、同条を第四十五条とする。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(センターに対する政府の出資の取扱い)
第二条 自動車安全運転センター（以下「センター」という。）は、改正前の自動車安全運転センター法（以下「旧法」という。）第五条第一項の規定により政府がセンターに出資した額に相当する金額を、施行日において、国庫に納付しなければならない。

2 旧法第五条第二項の規定により政府がセンターに出資した額は、施行日において、払い戻されたものとし、その払い戻されたものとされた金額に相当する金額が、施行日において、政

府からセンターに対し拠出されたものとする。

(センターの定款の変更)
第三条 センターは、施行日までに、その定款を改正後の自動車安全運転センター法（次条第一項において「新法」という。）第十五条第一項の規定に適合するように変更し、国家公安委員会の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(センターの役員に関する経過措置)
第四条 この法律の施行の際現在に在職するセンターの理事長、理事又は監事は、それぞれ新法第二十条の規定によりその選任について国家公安委員会の認可を受けた理事長、理事又は監事とみなす。

2 前項の規定によりその選任について国家公安委員会の認可を受けたものとみなされるセンターの役員は、旧法第十九条第一項の規定により任期が終了すべき日に終了するものとする。

(罰則に関する経過措置)
第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)
第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)
府からセンターに対し拠出されたものとする。

第七条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一自動車安全運転センターの項を削る。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第八条 この法律による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づきセンターがした行為及びセンターに対してなされた行為については、なお従前の例による。

(法人税法の一部改正)
第九条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表自動車安全運転センターの項を削る。

別表第二第一号の表自動車競技会の項の次に次のように加える。

自動車安全運転センター
自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）

(登録免許税法の一部改正)
第十条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二自動車安全運転センターの項を削る。

別表第三の九の項の次に次のように加える。

九の二 自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 自動車安全運転センター法第二十九条第一項第六号（業務）に掲げる業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。
-----------------	----------------------------	--	---

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第四号中「日本下水道事業団及び自動車安全運転センター」を「及び日本下水道事業団」に改める。

第七十二条の五第一項第七号中「及び商品先物取引協会」を「商品先物取引協会及び自動車安全運転センター」に改める。

第七十三条の四第一項第三十一号中「第二十九条第一項第四号又は第五号」を「第二十九条第一項第一号又は第六号」に改める。

第三百四十八条第二項第三十一号を次のように改める。

三十一 削除

第三百四十九条の三に次の一項を加える。

42 自動車安全運転センターが所有し、かつ、直接自動車安全運転センター法第二十九条第一項第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

第七百二条第二項中「又は第四十一項」を「第四十一項又は第四十二項」に改める。

附則第十七条の二第五項の表第三百四十九条の三第十六項、第二十三項、第二十六項から第三十一項まで及び第三十八項の項及び第六項の表第三百四十九条の三第十六項、第二十三項、第二十六項から第三十一項まで及び第三十八項の項中「及び第三十八項」を「第三十八項及び第四十二項」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定による改正後の地方税法(次項において「新地方税法」という。)第三百四十九条の三第四十二項の規定は、同項に規定する固定資産(平成十五年九月三十日までに取得された家屋及び償却資産を除く。)に対して

課する平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、前条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第三十一号に規定する固定資産のうち土地に対して課する平成十五年分までの固定資産税並びに同号に規定する固定資産のうち平成十五年九月三十日までに取得された家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 新地方税法第七百二条第二項の規定(新地方税法第三百四十九条の三第四十二項の規定に関する部分に限る。)は、新地方税法第三百四十九条の三第四十二項の規定の適用を受ける土地又は家屋(平成十五年九月三十日までに取得された家屋を除く。)に対して課する平成十六年度以後の年度分の都市計画税について適用し、前条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第三十一号の規定の適用を受ける土地に対して課する平成十五年分までの都市計画税及び同号の規定の適用を受ける平成十五年九月三十日までに取得された家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

理由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、自動車安全運転センターについて、これを民間法人化するための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十五年五月一日印刷

平成十五年五月二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F